

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めます。

日程第1、一般質問を行います。発言通告のあった議員は、2番 星川薫議員、4番 安井一義議員、6番 奥山格議員、7番 青野隆一議員、8番 鈴木由美子議員、10番 小関英子議員、11番 塩原未知子議員、14番 鈴木清議員、以上の8名であります。

発言の順序は、議長より指名いたします。なお、質問、答弁を含め、1議員1時間の持ち時間制となっておりますので、質問に対する当局側の答弁は、質問者の時間制約もありますので、ご協力をお願いいたします。

まず、8番 鈴木由美子議員の発言を許します。鈴木由美子議員。

〔8番 鈴木由美子 議員 登壇〕

◎8番(鈴木由美子議員)

おはようございます。6月定例会にあたり一言申し上げます。

市内小中学校もようやく再開され、今できる範囲での活動で、子どもたちも少しずつ元気を取り戻しつつあります。こんなに長く子どもと一緒に家庭で過ごした中で、自分を見つめ直すことも多く、また学校は知識習得のみならず、食や心と体の健康を支え、安全な場所であり、私たちの家庭を支えていただいていることを実感いたしました。さらに、これからの社会を作り出す最も重要な役割を担っていると再認識いたしました。2月27日の首相による突然の、子どもの命を守るため、全国一斉休校の要請から3ヵ月経ちました。新型コロナウイルスが子どもの体に、どのような影響を及ぼすのか、休校期間中に学校で受けていた教育をどうするのかなど、科学的根拠や説明もないまま、全て各自自治体の判断に委ねられました。しかしながら、保育園、幼稚園、学童保育については、閉鎖の対象から外れており、本当に子どもたちの健康と命を守るためだったのか、大人の都合を押し付けたのではないかと、多くの方々が疑問を抱きながら、今にいたっております。このたびのように、学校に集まることができない状況下であっても、学びや、先生と生徒とのコミュニケーションを止めないための、これからの新たな道具が必要であると考えておりました。

また医療現場では、緊張が続く中ではありますが、コロナウイルス以外の診察を安心して受けられるのか。

自然災害と新型コロナウイルス感染拡大防止状況下が重なることも懸念されております。そのような想定外の事態のことにも、できる限りの備えをしておく必要性に迫られていることから、子どもの教育環境と、市民の命を守ることについて質問させていただきます。

はじめにGIGAスクール構想の早期実現について、2項目お答え願います。

2018年から2022年までの5ヵ年計画で、教育のICT化に向けた環境整備があります。しかし学校の環境整備が遅れており、自治体間の格差も大きいと言われております。令和時代の基本的な学校像として、全国一律のICT環境整備が急務で、1人1台端末及び、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰1人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを、全国の学校現場で持続的に実現させるという、文部科学省からの目標が示されておりました。このたびの長期間に及ぶ休校中に、既に何らかの形で取り組んでいるところとないところの差が露呈し、遠隔オンライン授業の必要性を感じた保護者も多くいらっしゃいました。今までそれぞれの子どもが置かれる家庭環境の違い、公平に進めることができなかった状況と思いますが、緊急事態になり、市も予算化の方向を示され、安心と希望を与えていただきました。学校も再開し、先生方も休校中の授業の遅れを取り戻すための計画をし、懸命のご努力をされているとお聞きしておりますが、児童、生徒への端末機器の整備と環境整備について、現状と進捗状況、機器導入後の具体的な対応策をお聞かせ願います。

また今後、第2波、第3波の新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休校により、さらに授業日数が少なくなることも想定されます。文部科学省では、夏休みなどの確保、学校行事、年度内での履修の両立を促すため、学習を仕分けしてモデル案を提示しております。取り組まなくてはならないことがたくさんある中で、4月から契約しているALTの先生と触れる機会も確保すべきと考えます。先生と生徒が授業以外でも気軽にコミュニケーションを取れるようにしたり、オンラインの場を設けるなど、柔軟な対応が必要と考えます。派遣元のインタラクティブ社との契約内容はどうなっておりますか。

夏休み中に予定していたイングリッシュキャンプをオンライン開催にするなどの対応は可能か、お聞かせ願います。

次に市内医療機関の診察受け入れについてです。新型コロナウイルス感染防止の意識が常にこの時期、

発熱などの症状がない場合でも、時には中央診療所などの公的医療機関の受診を勧められることもあるようです。困惑している方もいらっしゃると思いますので、コロナ禍で、それぞれの医院で対応が違い、情報が統一されていないのではないかと思うところがあります。そこで3項目質問いたします。

中央診療所を含めた、市内医療機関の平時の連携体制について、どのように情報交換をされておられるのかお聞かせください。

PCR検査体制が強化、向上されつつあるようですが、中央診療所を含めた、市内医療機関の診察受け入れ体制や、正しい受診方法について、もう一度情報を整理し、市民に周知してはいかがでしょうか。

災害発生時の避難所における、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みや、感染者が発生した場合の市内医療機関の連携体制について、どのような対策を検討しているか、お聞かせ願います。

以上であります。再質問は自席にてさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。ただ今、鈴木由美子議員から大きく2点についてのご質問をいただきました。順次お答えさせていただきます。

GIGAスクール構想に関する環境整備について、私からお答えし、学校の現状と今後の具体的な対応、授業日数と英語の学習機会の確保については、教育委員会より答弁いただきます。

現在国においては、1人1台の端末と高速通信ネットワーク環境を一体的に整備することで、ICT教育環境を早期に実現することを目標にしています。さらに、新型コロナウイルス感染拡大による学校の長期臨時休業もあり、緊急時においてもICTを活用し、子どもたちの学びを保障しようと、当初2023年度を目標としていた端末整備の計画を前倒しすることとし、今年度中に全ての端末整備に対して、財政的な支援をすとしております。

こうした国の方針を踏まえ、本市においても子どもたちの学びの保障と教育環境の一層の充実を図るため、GIGAスクール構想に関連した補正予算として1億3,347万1,000円を今定例会に上程しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。可決いただき次第、速やかに事業に着手してまいります。

次に、市内医療機関における診療の受け入れについてお答えします。平時における受診体制については、かかりつけ医に受診することが基本となります。ただし、発熱、息苦しさ、倦怠感など、新型コロナウイルスへの感染を疑う症状があった場合は、本人が新型コロナ受診相談センターに連絡します。そこで症状等を確認し、感染の疑いがある場合は、県が指定する新型コロナ感染症外来へ受診案内されることとなります。指定医療機関で受診の結果、必要に応じてPCR検査が実施されることとなります。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大による、市内医療機関の受け入れ体制については、発熱やかぜ症状のある患者さんに対しては、車で待機していただいたり、玄関先で検温や問診を行ったり、診察室を一般患者と分離するなど、それぞれの医療機関で、できる限りの感染防止策を行い、診療にあたっていると聞いております。また、市内すべての医療機関で構成している尾花沢市医師会では、日頃から北村山地区や山形県医師会主催の研修会や会議等にて、情報交換を行っており、このたびの新型コロナウイルス感染防止においても、詳細な情報交換を図りながら対応しているところです。

中央診療所においては、院内感染防止策として、玄関先での検温と問診、さらには一般患者との接触を避けて診察するためのプレハブの設置や、入院患者への面会の制限など、市民が安心して受診できるようさまざまな対策を取っております。中央診療所は公的医療機関ということ、さらにはプレハブの設置が発熱外来を実施していると思われ、中央診療所への受診勧奨になってしまったのではないかと推測されますので、正しい情報の周知に努めてまいります。

本市では、新型コロナウイルスに関する、さまざまな情報をいち早く市民にお知らせするため、速報版を全戸に配布しております。その中で、医療機関での受診方法についても、発熱等のかぜ症状がある場合には、事前に電話で問い合わせのうえ、来院していただくよう2度にわたって周知してきたところです。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、まだまだ予断を許さない状況が続きます。市民一人ひとりの行動が感染拡大防止につながりますので、これからも、適宜、情報提供と周知に努めてまいります。

次に、避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについてお答えします。政府からは、避難所の感染症防止に関する各種の取り組みが示されるとともに、山形県からは、先般、避難所における新

型コロナウイルス感染症対策ガイドラインが提示されました。今後は、このガイドラインを参考として、3密の回避、避難所の衛生管理、避難者の健康管理の3項目に留意して、避難所の開設、運営にあたってまいります。

具体的には、事前の対策として、指定避難所以外にも避難施設を確保することや、安全な親戚や知人宅への避難の検討を周知すること。運営時の対策として、受付時の体温、体調のチェック、定期的な換気、避難者ごとの居住スペースの確保、マスクの着用、手洗い、消毒の励行等です。今後、これらの感染防止対策に必要な資機材の確保を早急に進めるとともに、避難所担当職員と情報を共有しながら、避難者の健康管理を担う保健師とも連携を図ってまいります。

なお、風邪等の症状で感染症の疑いがある場合は、先ほど申し上げたとおり、新型コロナ受診相談センターに相談のうえ、保健所の指示にしたがい、指定された新型コロナ感染症外来を受診していただくことになります。発生時には、保健所の指示のもと対応しなければなりませんので、県や保健所の指導により市内医療機関等との連携が必要となった場合には、その指示にしたがい協力を要請してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

それでは私のほうから、GIGAスクール構想に係る事業の内容と今後の対応についてご説明いたします。

現在、各学校のコンピュータ室に、学級単位での授業が可能なパソコンの台数を配備しているところがありますが、今回のGIGAスクール構想の中で、国では標準的な仕様を定めており、各校の児童、生徒が同じ機能を持った端末で授業が可能となるよう、改めて同一機種の端末器を、全児童、生徒に配備したいと考えております。

また、普通教室及び特別支援教室でのインターネットへの接続が可能となるよう、各教室のネットワーク環境の整備と端末器の充電用電源庫の配備を行う予定であります。

さらに、校外学習等での端末器の活用のほか、災害や感染症の発生による緊急時においても、Wi-Fi環境が整っていない家庭への貸し出しにより、端末を使った家庭学習が可能となるよう、モバイルルーターの購入を考えております。

今後の対応は、現在、国及び県からの、さまざまな

情報提供と併せ、自治体での取り組みに関する調査が行われているところであり、補助金申請に係る説明資料等も提示されております。

今後、補助申請に係る事務手続きを進めるとともに、速やかに事業に着手できるよう、準備を進めていきたいと考えております。併せて、教育現場においても、授業の中で有効な活用が図られるよう、教職員を対象とした研修会の開催や、各種活用事例などについても情報提供していきたいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

では私のほうからは、授業日数及び学習機会の確保について、お答えいたします。

まず、授業日数、授業時数の確保に向けての現状であります。

今回の臨時休業を踏まえ、次の3つの観点で、授業時数の確保に向けて検討を進めております。

1点目は、中止となる行事や大会等を授業日に振り替えることによる授業日の確保、2点目は、夏休み期間の見直しによる授業日の確保、3点目は、学校行事の内容の見直し、準備時間のスリム化による授業時間の確保になります。

学校全体としての授業時数の確保については、以上のような工夫をしながら、各学校では国の示す標準授業時数を確保すべく、計画の見直しを進めていただいております。

続いて、英語の学習機会確保に関してお答えいたします。

まず、授業以外に活用できる学習教材については、文部科学省、それからALTの派遣先のインタラクティブ作成の教材や動画等については、各学校に随時紹介し、有効活用されるよう努めております。

ALTの契約内容については、基本的に、学校における学習指導及び支援となっております。オンラインでの子どもたちとの交流や、臨時休業中等に使用可能な動画の作成については、勤務内容、勤務時間の範囲であれば可能であるとのことであります。通常の授業を実施することを第一に考えますが、今後には備えて、臨時休業等に活用できる教材や対応については、再度検討を重ねてまいります。

イングリッシュキャンプの持ち方についてお答えいたします。コロナウイルスによる臨時休業に対応し、学習内容の基礎基本の確実な定着を図るために、市内小中学校には年間の教育計画の再検討をお願いしてお

ります。これに伴い、夏季休業については短縮する方向にあり、イングリッシュキャンプも当初予定の期日での開催は難しくなっております。イングリッシュキャンプの趣旨を踏まえたとき、実際に会話を交わし、交流すること、ここに大きな意義があると考えます。この趣旨を踏まえ、ALTとの交流をこれまで以上に重視して学習、授業を進め、授業時数の確保とともに、通常の授業の充実を図ることとし、今年度はイングリッシュキャンプの実施を中止したいというふうに考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

ご説明ありがとうございました。まずですね、これから予算がとおりまして、実際パソコンを発注されると思いますが、その時にパソコンが1回で納入されるのは今難しいのではないかと。発注した数だけのパソコンを一気に納入するのは難しいのではないかと考えられますが、まずもし、少しずつ入荷になってきた場合は、どのように活用していくのか、お聞かせ願いたいと思います。いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

今後授業を進めていく上でのパソコンの、端末の納入に関してですけれども、現状やはり、パソコン、端末納入については、早く発注したところから順次入るようなお話は聞いております。ただ、今後、業者が決まり次第、早期に入るような形を相談していく必要もあるのかなというふうに考えております。まずは、そういった納入が可能だということであれば、やはり、例えば最終学年をまず先に入れるというふうなことも考えていく必要があるというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

まずは最終学年である中学3年生の、高校受験への受験対策としての支援が必要であるとは思っております。ただ学習環境というのは、どの学年、どのお子さんも公平にあるべきとは思っているところでございます。先日、ものがないということに関して言えば、まずあるものからということで、中学3年生からというのも、それは必要なのではないかと私も思うところで。それと先日、尾花沢市の教育委員会から、家庭におけるインターネット通信環境調査というアンケート

の提出を求められました。中でもインターネット接続の環境をどのように公平にするのかというところを、ちょっと私もお聞きしたいなと思うところですが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

先日、議員仰せのとおり、アンケート取らせていただきました。各家庭のインターネットの接続状況、使用状況、どのようになっているのかを把握して、こちらのほうで準備するためのものがございます。一般的な家庭の状況として、大きく分かれますと、パソコンを使ってインターネットを活用する家庭、それから現実的にはスマホ等を使って活用されている家庭等もあるかと思えます。その契約内容の差もあるわけですが、スマホを使って活用されている家庭については、親がいない時間帯になった場合については、子どもたちは使用できないと、そういうふうな状況が生まれてまいります。あと接続状況はどうかについていうふうなことについても確認して、こちらのほうで、その接続するための機器を準備するというふうな面もございました。

あとその後、実際に活用するというふうになった場合に、それぞれの家庭のネット環境の契約内容も異なります。そうなった場合に、後でこちらのほうで準備した家庭については、料金が別に発生する等の問題も出てまいります。そういったところ集約した上で、全ての子どもたちが、まず平等な環境、できる限りそういうふうな状況を整えたいというふうな思いを持って、先日そういうふうな調査をさせていただいたところがあります。その状況を踏まえて、できるだけ早期に準備できるようにしていきたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

ものだけではなく、毎月の契約も発生するものですので、皆さん、なるべく平等にお願いできればと思うところです。それと、パソコンの管理は学校にあるうちは充電用の電源庫に保管され、施錠して保管されるとは思いますが、その学校はもちろんのこと、家庭での管理等、安全な使い方の指導などはどのようにお考えでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

パソコンの管理についてですけれども、まずは安全に使っていただくという上で、学校のネットワークの中にも、セキュリティ、あとはそのフィルタリング等については対応していく考えであります。またそのほか各端末についても、家庭学習のほうでも利用することが考えられますので、各端末にもフィルタリング、セキュリティ等については、対応していきたいというふうに考えております。

また、電源等については、学校においては端末用の電源庫のほうで充電をしてというふうな形になりますけれども、家庭学習で使うことも考えられますので、家庭でも充電できるような対応をとっていきたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

学校では小中学校ともに、私も何回も学習機器ではありませんでしたが、主にゲーム機やスマホ、携帯電話などのメディア機器の使い方、安全な使い方による講演会も何回かお聞きはしております。ですので、やはり、使うのは子どもなんですけども、大人も交えた使い方の講習会なども、啓蒙活動などもしていただければなと思うところがございます。

続きまして、イングリッシュキャンプについてなんですけれども、今は機会が皆さん揃わない状況なので、皆さんが平等にやれる環境にはないということは十分分かってのことなのですが、せっかくイングリッシュキャンプを予定していただいていたということでもありますので、個人教室ではあるんですけども、私の娘が習っているピアノの先生は、Zoomを使って、毎年6月にはピアノの発表会というのをやっているんですけども、先行き不透明ということで、Zoomを使ったピアノの発表会を先日開催していただきました。できることを精一杯チャレンジしていただいている先生に、私は感動したところなんですけども、中止ありきではなく、できる範囲で、夏休み、やることがいっぱいお有りかと思えます。やっぱり課題も残されているとは思いますが、全て授業に費やされると、子どもちょっと疲弊するのではないかと、少し心配しているところもございますので、なるだけALTの先生の活用をお願いしたいと思うところです。

例えば、米沢市も同じ契約のようなんですけども、休校中の4月からはALTの先生を、教育課のほうに毎日出勤していただき、その間に何かできることはな

いかというふうに考えて、先生の活躍の場と、家で過ごす生徒のためにYouTube限定公開で動画を作成、配信をされたとお聞きしております。やはり契約している先生方の指導力も、十分発揮していただく活躍の場にさせていただくために、契約会社のほうに、さまざま交渉していただいているものかなと思うところですが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

ALTの活用についてというふうなことで、ご質問だと思います。現実的に今調整中の夏休みの活用について今、申し上げたいと思います。本市7校あるわけなんですけれども、中学校2校と、尾花沢小学校の3校については、夏休み期間8月8日から17日までの10日間で、その他の4校については、8月5日から17日までの13日間、というふうな形で予定しております。ここを少なくとも10日以上を確保して、子どもたちのゆとりを取ってくださいということを前提で、夏休み期間設定していただいたわけでありまして。これを前提にしてやった時に、年間の計画を見直した時に十分、1年分の授業を回復できるであろうというふうな見通しを立てていただいたところです。ただ皆さんもご承知のとおりで、第2波、第3波というふうなところがある場合については、それに対する対応も考えていかなければいけないので、そういうふうなこともあって、こういうふうなところについては、行事の見直しも含めて、計画し直ししていただいたところでありまして。これに伴って、ALTにつきましては、授業日での活動が増えております。現実的に、というふうなところで活躍していただいているというのが今現実的なところでありまして。

あと併せて、先ほどお問い合わせありましたALTの活用について、動画等の配信できないものかというふうなことについては、先ほども申し上げましたが、契約先のほうと確認しましたところ、就業時間内の活用であれば問題ないというふうなことでありました。ですので、ただこちらのほうで、どういうふうなものを求めるのかについては、その委員会なり、学校なりの要望を受けてというふうなことになるというふうなことでしたので、有事に備えて、そういうふうなことについても、準備は進めていかなければいけないかなというふうに考えております。

ただ現時点では、授業において子どもたちと直面して授業していただくこと、これをまず第一に考えたい

というふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

まずは学校再開になりましたので、先生との対面でのまず授業を主体としてやるべきだと私も思います。ただ、貴重な教育予算で、優秀な先生を招いていらっしゃるということでもありますので、先生と生徒にも、今考えられる、精一杯の価値のある時間を作っていただけるよう、今後もし第2波、第3波あった時は、そのような時間を作っていただけますようお願い申し上げます。

また私も、オンライン授業ありとは思ってはいないんですけども、やはり目に見えない数字に表せない、数字に表せない評価っていうのも、たくさん教育の中にはあると思いますので、今までの対面学習と合わせていくのが大切だとは思っています。まずは万一に備える道具として、有効に使えるようご指導をお願いいたします。

それと、次に診療所の受け入れ体制とか、正しい受診方法についての情報のことなんですけれども、過去に2回ほど、お知らせに記載していただいておりますが、なかなかたくさん情報がある中で、そこを見落としてしまう方もいらっしゃるようです。例えば、大蔵村診療所ですが、大蔵村は発生した人がいらっしゃいましたので、村一丸となって対策されたんだと思いますが、大蔵村版新型コロナウイルスの説明書っていうのを、診療所の先生監修のもと作って、配布されているようです。こちらは大変見やすく評判がいいということでした。ですので、尾花沢市でもこういった新型コロナウイルス説明書として別に、お知らせの中に1つ書くのではなくて、また別にこのような情報誌を作成されたらいかかなとは思うところなんですけれども、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(永沢八重子君)

今回の新型コロナウイルスの感染拡大の防止につきましては、中央診療所でも、さまざまな対策を取って、市民の皆さんが安心して受診できるよう、さまざまな対策を取ってきております。市民への情報の発信につきましては、市で速報版として全戸配布している中で、情報発信に努めているんですが、大蔵村診療所では、独自に分かりやすい説明書なども作っているということでもありますので、そういったものも参考にしながら、

市民が常に最新の新しい情報と、分かりやすい情報を手に入れられるよう、こちらのほうでもさまざまなところの情報を掴みまして、市民のほうに情報発信してまいりたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

前向きなご答弁をありがとうございます。市内の医院から、紹介状なしで中央診療所での受診を勧められることも何件かあるとお聞きしております。それだけ中央診療所というところは、一医療機関という位置付けではありますが、市民からは、困った時でも安心して診察してもらえっていう期待感が、ものすごくある医療機関なのだなと思うところです。ですので、これからもより一層のサービス向上に努めていただいて、尾花沢市民の頼りになる医療機関として、努めていただきたいなと願うところでございます。これからはウイルスだけではなく、熱中症も心配されるころだと思いますので、ますます医療機関の方も緊張感が漂うのではないかなと心配されていますが、その辺のところは、どのようにお考えでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

健康増進課長。

◎健康増進課長(永沢八重子君)

だいぶ暑くなってきてまして、熱中症がかなり全国的には発生している状況でございます。熱中症とコロナウイルスって、やっぱり発熱が伴いますので、なかなか症状が見分けにくいというようなこともあろうかと思っておりますので、まずは受診する際につきましてはやはり、基本的に、そういった発熱症状がある場合については、事前に電話で医療機関のほうに問い合わせをしていただいて、もし緊急の場合であればもちろん、救急車を呼んでいただいて、緊急に搬送していただくということになるかと思っておりますが、電話でまずはかかりつけ医に相談していただいて、その指示のもとに受診していただきたいと考えております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

次にですが、災害発生時の避難所における取り組みについてです。そのことについてなんですけれども、内閣府より、先日お知らせとして配布されましたが、より知っておくべき5つのポイントのビラが配られておりますが、このビラを読ませていただきますと、コロナに限ったことではなくて、避難所のあり方、避難

の仕方の現実なのかなと思った次第です。

特に、学校だけでなく親戚とかも、このたびは推奨するということになってますけれども、特に学校が避難所になっている場合は、体育館のみ使用が許されているというふうに今まではなっております。教室を避難場所として使えないとお聞きしておりますが、災害時の備品、発電機などの収納場所がないなど、整備がまだまだ不足していると思われまます。そしてコロナに限らず、どんな災害が起きた時でも、いつでも保健室とか、空き教室などを活用せざるを得ないことが、大いに想定されると思っておりますが、今後のお考えはいかがなものでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えいたします。これまでの避難所の開設の方法というものを考えますと、やはり密閉、密集、密接ということで、3密の典型的な空間に従来の方法ですと、こういった形になってしまうのではないかとということで、今後のコロナ対策を考えた時の避難所の設置のあり方については、国のほうから、そしてまた県のほうからもガイドラインが示されまして、3密の回避、それから避難所の衛生管理、そして避難者の健康管理というものを徹底してくださいというふうな国、県からの要請が来ておるところでございます。そういった中で、現実的に設営する場合につきましては、居住のスペースを十分に取ってくださいと。1mないし2mぐらいの間隔をあけて避難者を配置してくださいというふうなお話がきております。そういった時に、やはり現在の避難所だけでは、不足してくる場合も想定されますので、例えば空き校舎が避難所の場合ですと、体育館だけでなく、教室のほうも活用ができるかと思っておりますけれども、現に学校を開設しているところにおきましては、なかなか教室までは難しいというふうな状況もあろうかと思っております。避難所の数をできるだけ増やすというふうなことから考えますと、例えば土砂災害警戒情報が発令された場合などは、その区域の指定避難所だけでなく、警戒区域以外です、隣接する避難所等も含めて開設をしながら、分散して避難するというふうなことも考えなければならないのかなというふうに思っておるところでございます。

また避難所の衛生管理等の面での資機材も、現段階で十分ではございませんので、今後早急に改善を進めていきたいと思っておるところでございます。

先ほど議員からもお話ございましたけれども、安全

な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないというふうなケースもございまして、避難所だけでなくですね、安全な親戚、知人宅に避難することも考えてくださいというふうなこともございますので、そういった部分も含めまして、今後市民の方にも避難行動のあり方について、周知を図っていきいたいというふうにご考えておるところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

学校に関してだけちょっと今回は質問させていただきましたが、やはり学校は大変重要なところでありまして、今回のコロナウイルスと災害が重なった場合の避難対策ということで、市の防災情報をホームページで見ましたら、山形県のホームページへ進みます。さらにそちらからNPO法人の全国災害ボランティア支援団体ネットワークの新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブックというものを紹介されました。それを見ますと、やはり一時的な学校という重要な場所は、一時的な避難場所として、学校の教室を使わせていただいて、区画の配置が例に挙げられておりました。ですのでやはり、今からパソコンを導入して、重要な機材が入る。個人情報が入っている、いっぱい詰まっているところではございますが、災害時にはやはり学校を使わざるを得ないというのが現状なのかなと私は思うところでございます。ですので、地域社会において、学校は教育のみならず、地域のコミュニティとか、避難所としての役割は大変大きく、常に住民の近くにいななければならないと思っておりますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

今、議員仰せのとおり、各学校、それから現在、鶴子小学校、玉野中学校、空いているわけでございますけれども、そういったところをどういうふうにご利用していくか。そして先ほど申し上げたように、3密をどうやって防ぐか。そしてやはり、安全でなければいけない、これをどう確保していくのかということは今、当局としても真剣に考えております。

これから追加案件として、各避難所におけるその体制づくり、それを皆さんのほうにも間もなくご提示すると思っております。そして何が必要なのか。本当に安心して、体に優しい状態をどうやって保てるのかということも含めてですね、取り組んでいる最中でございます。

そういったことを含めてですね、市内全域を見て、本当に安全をまず確保すること、自分の命を守ること、これが一番でございますので、なにも指定された避難所に限らず、ここならばというところは、先ほど申し上げたとおり、避難場所として各自の対応もお願いするところでございます。市としても、それに対してしっかりと対応取れるように、頑張っていく所存でございます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎8番(鈴木由美子議員)

市民の命をよろしくお伺いいたします。

このたびのコロナ禍で、一番に活動と学びの場を失ったのは、児童と生徒だと思っております。学業以外に、体育系、文化系ともに日頃の成果を試し、お互いを高め合う大会も中止が相次いでおります。そこで得られるはずの進学に関わる評価など、今後どのようになるのか。将来に不安を抱いていても、何か補償を求めることなく、大人を信じて、じっと子どもは耐えてきております。将来、私たちの時代は何をしてもだめだったんだなどと諦めることのないように、できる限り子どもの意思を尊重した解決策と、心のケアが必要だと思えます。また今回の緊急事態に対して、各部門、各方面より支援を打ち出していただいております。尾花沢の対応は、他市より早いと市民の方に喜んでいただいております。ですので、さらに改めて各課長には意思統一して、連携を取りながら、市の定めた目標に向かっていってほしいと期待いたしております。以上で、終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、鈴木由美子議員の質問を打ち切ります。

次に10番 小関英子議員の発言を許します。小関英子議員。

[10番 小関英子 議員 登壇]

◎10番(小関英子議員)

令和2年6月定例会通告にしたがい、一般質問をさせていただきます。

1点目、空き家対策で雪国暮らしの支援拡充についてお伺いいたします。

危険な状態にある住宅等を放置することが原因で、第三者に被害が及ばないように、空き家対策として、令和元年度から、不良住宅と判定された場合に、解体に要する費用を補助する、不良住宅除却促進事業が始まりました。そこで3点お尋ねいたします。

1点目、令和元年度実績として、事前調査申し込み

の申請件数、また不良度判定で、不良住宅と判定を受けた住宅の件数、実際に補助金が交付された件数は何件になるかお伺いいたします。

2点目、令和2年度も継続事業となっており、申請期間は、令和2年6月30日までとなっております。申請期間が短期間である理由をお伺いいたします。

3点目、不良住宅ではなく、今まで関係者らによって、より良い管理がされてきた空き家についても、解体して、新たな活用、住宅の新築などを予定している方に対し、解体をする費用の支援をしてはいかかがかお伺いいたします。

次に、感染症に対応した避難対策についてお伺いいたします。

2019年保存版尾花沢市防災情報ガイドができて1年になります。地震、風水害、洪水ハザード、土砂ハザード、指定避難所、一時避難所、福祉避難所、行政、学校、ライフライン、連絡先など、市民の安全、安心のために役立てられています。現在のガイドには感染症対策に対しては対応していません。6月4日に発行された、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせでは、新生活様式宣言がなされております。人との距離確保とマスクの着用、また手洗い等で手指の衛生などを挙げられております。新しい生活様式に関したことが求められていると思います。これに対して早急な対応が必要と考えますので、3点お伺いいたします。

1点目、避難所の設置マニュアルに、感染症対策に関する事項を盛り込むべきと考えておりますが、いかかがかお伺いいたします。

2点目、感染リスクを回避するために、分散避難や在宅避難、自家用車での避難など、場合によっては推進する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3点目、感染リスクを回避するために、多種多様な避難が推進された場合に、避難所に避難しない市民が多くなると思われます。大きな災害が発生した時に、市民の安否の確認の仕方はどうお考えでしょうか。

例えば、自主防災単位の名簿を作るなど、対応が必要になるのではないかとお伺いいたします。

次に受動喫煙を防ぐ対策強化についてお伺いいたします。受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が4月から全面施行されました。飲食店や職場、鉄道、ホテルのロビーなどの不特定多数の人が利用する施設は、原則屋内禁煙となりました。昨年7月から一部施行されており、学校や児童、保育施設、病院、行政機関などでは、すでに敷地内禁煙となっております。ま

た5月31日の世界禁煙デーに合わせて、尾花沢市の庁舎内でも、5月31日から6月6日までの禁煙週間で、ミニ禁煙推進展が庁舎内でも展示されているのを見せいただきました。そこで尾花沢市内ではどのような取り組みをされているか、お伺いいたします。

1点目、学校、公園、市の公共施設などにおける受動喫煙防止のために、現在行われている対策を具体的にお伺いいたします。実際の取り組みと市民への周知、広報面での活動についてお伺いいたします。例えばどのようなことをしていますか。具体的にお伺いしたいと思います。ほかの自治体では、受動喫煙防止をしていますという宣言書を、施設に貼っている自治体もご紹介します。

2点目、受動喫煙防止のために、啓発の看板やシールなどを作成し、まずは市の公共施設に設置し、利用して市民に呼びかけてはいかがでしょうか。

以上、質問席からの質問とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

小関英子議員から、大きく3点についてご質問いただきました。順次お答えしてまいります。

はじめに空き家対策についてお答えいたします。不良住宅除却促進事業補助制度については、老朽化等により、危険な状態の空き家を放置することが原因で、第三者に被害が及ぶことを未然に防止するため、令和元年度に新たに創設されたものです。この制度は、不良住宅の除却を早急に実施していただく必要があることから、市ホームページへの掲載、またチラシを全戸に配布しながら、周知に努めてきたところです。

令和元年度の事業実績は、事前調査の申請件数は6件で、そのうち、不良住宅と判定を受けた住宅が2件、補助金を交付した件数も2件です。今後とも危険な空き家の除却が進むように、関係機関と連携しながら対応してまいります。

次に申請期間ですが、本事業は危険な状態にある空き家の早急な除却が目的となっていますので、まずは危険な状態をいち早く回避すること、さらには降雪前に解体を完了してもらうことも考慮して、6月30日を期限としております。ただし、それぞれにさまざまな事情もあろうかと思っておりますので、申請期限後においても、解体の申し出の相談に応じてまいります。その上で、申請者の事情に合わせた対応を考えてまいります。

次に、解体費用の支援に関してですが、不良住宅除

却促進事業補助制度において、不良住宅と判断された住宅は、周囲に悪影響を及ぼしている、又は及ぼす恐れがあるものであり、危険度が高く、早急に解体する必要があるため、解体経費に対して支援することとしています。

これとは別に、不良住宅の補助制度の要件を満たさない空き家については、多少の改修工事で居住が可能と判断される物件も多数ありますので、空き家バンク制度への登録を促しています。登録物件のマッチングにより、売買や賃貸につなげる等、所有者の管理負担の軽減とともに、空き家の利活用の促進に努めています。

具体的には、空き家の利活用に関して家財道具の処分や住宅改修について助成を行っております。一方、住宅を新築する場合の助成として、最大で150万円の助成を行っており、令和元年度には27名の方がこの助成金を活用し、住宅を新築しています。

空き家を解体し、同じ土地に新築する場合の解体費用の支援については、ニーズや、どのような具体的なケースがあるのかなど把握に努め、今後検討してまいります。

次に、感染症に対応した避難対策についてお答えします。

現在の尾花沢市防災情報ガイドは、新型コロナウイルス感染症が発生する以前の昨年7月に発行したため、感染症を想定した情報ガイドにはなっておりません。今回の新型コロナウイルス感染症を踏まえ、政府からは、避難所の感染症防止に関する各種の取り組み方法が示されています。具体的には、「可能な限り多くの避難所の開設」、「親戚や友人の家等への避難の検討」、「避難者の健康状態の確認」、「手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底」、「避難所の衛生環境の確保」、「十分な換気の実施、スペースの確保」、「発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保」等が挙げられています。

また、これらの指針を踏まえ、山形県では、先般「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」が策定されました。当面は、このガイドラインを参考として、「3密の回避」、「避難所の衛生管理」、「避難者の健康管理」の3項目に留意して避難所の開設、運営にあたるとともに、国や県から提供された情報を的確に市民へ周知しながら、今後、ガイドの改定版を発行する際には、感染症対策を盛り込んでまいります。

感染リスクを回避する避難方法についてですが、新

型コロナウイルス感染症の危険性がある状況においては、避難所での過密状態を防ぐため、できるだけ多くの避難所を開設し、指定された避難所以外の避難所等への分散避難、親戚や友人宅への避難、在宅での垂直避難なども検討すべき方法です。一方、避難所を避けて自家用車で過ごす人も想定されることから、豪雨時にやむを得ず車中泊する場合には、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認することや、健康管理にも注意を促す必要があります。今後、市民に対して感染症防止を踏まえた避難行動のあり方についてしっかりと周知してまいります。

災害時の避難行動においては、地域自主防災会の機能が非常に重要になると捉えております。自主防災会及び民生委員に対しまして、災害時要援護者避難支援台帳を市から提供をしております。要支援者の安否確認、避難支援にぜひ役立てていただきたいと考えております。

また、各自治会では、自治会名簿を作成されていることと思いますが、大きな災害が発生した時には、より自主防災会の活動が重要になってまいります。これらの名簿を活用した安否確認、避難支援について自主防災会が中心となって、その機能が果たせるよう後押ししてまいります。

次に、受動喫煙防止対策についてお答えいたします。市の公共施設における受動喫煙防止対策ですが、すでにどの公共施設も敷地内禁煙や屋内禁煙を実施し、受動喫煙防止対策に取り組んでおります。市が管理する公園については、防火対策の面から、トイレ内は禁煙としておりますが、屋外については、今のところ特段規制はしていません。しかし、子どもや妊産婦の方が多く利用する公園については、受動喫煙防止対策について今後検討する必要があると考えています。また、道の駅尾花沢では、4月からの法改正にあわせて、3月に屋外型喫煙室を建物とは別に設置し、受動喫煙防止に努めています。

次に、市民への周知、広報に関する取り組みですが、毎年5月31日の世界禁煙デーに合わせ、市民ホールに、たばこのタールサンプルや動脈硬化血管模型などを展示し、たばこがもたらす健康への影響や、受動喫煙防止について情報提供を行っています。また、各種健診受診者や乳幼児健診受診者の保護者の方へリーフレットを配布し、受動喫煙防止の周知に努めております。

2020年4月から、飲食店や事業所など、多くの人が利用する施設が原則屋内禁煙となったことから、2019年11月と2020年4月に、市内企業と商工会へ受動喫煙

防止対策のリーフレット等を配布し、普及啓蒙を行っています。また、山形県が、屋内禁煙を積極的に実施している事業者に禁煙ステッカーを交付しており、ステッカーの交付を受けた事業者は、県のホームページ等で、積極的に受動喫煙防止に取り組んでいることをPRしてもらえることから、その利用についても市内事業所へ周知しております。このステッカーは施設であれば業種を問わず利用できることから、市の施設へも活用を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

答弁ありがとうございます。順次、再質問させていただきます。

はじめに、空き家対策で、雪国暮らしの支援ということで、今、市長のほうからもお話がありましたけれども、やはり第三者に危険が及ぶということで、しっかりと対応していくということで、昨年からは、6件からの申請があり、2件が実際に交付されて補助金を使われたということをお伺いして、やはり初めての事業に対して、しっかりと申請があり、交付できたということはやはり、必要性があるということがしっかりと認められて、また金額的にも、令和2年度に関してはやはり3件予定して、1件上限でしようけど100万円で、300万円という予算を組んでいるということは、やはりこう活用がされるということが含まれての予算組みがされていると思います。それで、ある方から、やっぱり申請が、昨年6月の末だったということで、その方が今年になってから、ある方が市のそういう助成があって、それで解体したっていう話を伺ったということで、今年に入ってから建設課のほうにちょっと相談されたというお話を伺いまして、実際やっぱり申請期間ではなかったので、ただ現場には来ていただいて、しっかりと調査はしていただいたという中で、今の状態ではやっぱり危険家屋にはならないという判断がされたっていうお話がありましたけど、ぜひ今年度も、こういう事業が継続されているので、ぜひ申請してくださいということで、お話させていただいているところではあります。それでこのやはり金額的にも大変1件に対して大きいと思いますけど、やはり尾花沢のほうでは、市長からもありましたけれど、やっぱり雪国暮らしに対して、いろんな補助、助成制度がありまして、住宅に関してはやはり、例えると、除雪機の購入に対しての助成事業がされておりますが、

かかった経費の除雪機の10分の1ということで、最大で5万円という金額が、やはり大きい除雪機に対しては、金額的には少ないという意見もありますが、やはりゼロではないというのは、大変大事なところではないかなと思います。それで、空き家に対してもですけども、やはり、危険な建物にならないようにということで、長年管理してきていただいている方も多くいらっしゃると思います。その方に対して、空き家を管理している方が、その場所に空き家を解体して、そこに新築をしたいという声もお聞きしております、そういう時に、今の状況ではおそらく、助成とか補助はない状況だと思いますが、そういう今の空き家を解体して、そこに新築したいという状況がある時に、今までこう20年近く管理してきた方に対して、何らかの助成があれば、やはり管理してきた方への心にも応えることができるのではないかなと思いますが、先ほど市長のほうからも、ニーズ等を調査していきたいということがご答弁にありましたけども、今現在、そういう情報とかは入ってないでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(有路玲子君)

今のところそういったニーズ、要望については、定住応援課のほうでは受けておりません。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

その相談する方も、どちらのほうにということがあるのかと思いますが、やはり尾花沢ならではこの助成の仕方っていうのが大事になってくるのではないかなと思います。やはり今の空き家、不良住宅に関しての除去に関しては、たぶんちょっとを該当しない方も多々出てくる、調査すれば出てくるのかなと思いますので、そういう方に対して、やはりしっかりと手を差し伸べると言うか、やっぱり今まで管理したことに対して、何らかの形で対応していくってことは、大事なことはないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

定住応援課長。

◎定住応援課長(有路玲子君)

市長の答弁でもありましたけれども、空き家については、所有者の管理負担を軽減するために、空き家バンク制度を設けてございます。そちらを推進していくことを今後とも進めてまいりたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

まずは今ある仕組みの中で、助成、補助していくということは大事だと思います。それに加えて、今後そういう事案が、空き家を解体して、そこに新築したいということに関しては、新築に対しては助成というのがありますけど、その解体にも、やっぱりある程度金額がかかりますので、この除却の制度のような金額にはならないと思いますが、やはり尾花沢らしい助成を今後考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。それに対して市長、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

現在行っている不良住宅除却促進事業補助制度、これたぶん議員もお分かりのことだと思いますけども、長年かかってこの制度ができあがりました。何のためにできたかと言うならば、地域住民に、もう不徳の事情が起きて、大変な被害を被るようなことはないように。見るに見かねる状態の中で、もう解体費用を出した上で、これは取りまななきゃいけないという流れがあったと思います。もちろん空き家を管理して下さっている、これはもちろん有難いんですけど、空き家であっても個人の財産です。個人の財産に対して、解体したいからというんで、一様に全部出していったら、どういうふうになるかもお考えいただきたい。まず差し迫っている状況をきちんと対応した上で、そして新しい方向も考えていくということは、あってもいいだろうと、こういうふうに思います。ですから、定住していただく、その方々に対してもそれなりの支援を、新しい住宅を建設する際にはあるわけでございます。解体にも支援しろ、新築住宅にも支援しろ、ということではなくて、その今まで、なぜこういうものが生まれてきたかという経過もご踏まえの上、そしてやっぱりともに考えていったらいいのかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

市長が言うようなことは、本当にごもつともなことだと思います。両方に支援というのは難しいことだと思いますが、やはりその方も新築と考えた時に、どこにあって考えた時に、尾花沢市外ということも考えたというお話も伺いました。その上で、やはり地元にと

うか、尾花沢市内にと考えた上でのことだったという事情もちょっとお伺いしたので、今すぐにどうではないのかもしれませんが、やはり尾花沢らしい、雪国であろうと、やっぱり住み続けたい。やっぱり尾花沢の環境が大好きだという状況で、やはり尾花沢にという思いがあるようです。

また、管理されていたからこそだと思いますが、やはり全然管理しないでというか、もう自然にまかせたまま2、3年なってしまった住宅だとかなりこう痛みも激しくなってくるということで、そういう住宅が今回対象になったということを聞いたので、どうしても管理してきた部分に対して、管理してきたことに対してのこの対応はないのかという、ちょっと思いがあったということで、その思いをぜひ汲んでいただければなと思いますので、やはり今後の尾花沢の支援に対してぜひ、尾花沢らしい支援も考えていただきたいなと思います。

次に、感染症対策についてお伺いいたします。やはり今回感染症対策については、国のほうから、そして県のほうからも新たな指針が示されておりますが、先ほどありましたけれど、やはり3密を避けるために分散型、また車中泊というのもあるということで、実際、いろんな自治体でも、感染症に対して対応されているということで、分散型に対して、長野県の飯田市のほうでは、パートナーシップ協定ということで、いざとなった時に避難できる方と、そういう提携を組みまして、安心して避難できるようにということで、協定を結んで実際に取り組んでいるという自治体もありますので、今後具体的に、まだいろんなことに対応中なので、すぐということとは厳しいかなと思いますけれど、その対応をしていく中で、先ほど言った親戚とかへの避難とかもありましたけど、そういう形でしっかりとパートナー協定というような形で、連携を取れることも、実際今協議中の事項に対しても、そういうことも考えていただきたいと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えいたします。分散避難ということで、できるだけ多くの避難する施設、あるいは場所を確保すべきだという、国、県の考え方でございます。そういった中で、国のほうから提案されてますが、ある程度大きな都市でありますと、ホテルとか、あるいは旅館とか、そういったところも場所を提供していただいて、

分散する方法もあるだろうというふうな方針なども示されておるところでございます。ただ尾花沢のような小さい町ですと、そういったホテル、あるいは避難していただくような旅館は、なかなか少ないところでございます。そういった中で、今ある指定避難所を十分に活用しながら、避難をしていただく。あるいは先ほどもありましたが、安全な親戚や友人宅ということもあろうかと思っております。そういったことも踏まえながら、先ほど長野県の飯田市の事例などもご紹介いただきましたので、この分散避難、いろいろ方法あると思いますので、さらに情報を把握しながら、検討していければというふうに思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

ぜひやはり協議する時には、いろんな情報を取り入れていただいて、今それぞれの自治体で、尾花沢で何ができるかってことを考えていただいて、やはり避難というのは、難を避けるということが避難ですので、避難所に行くことだけが避難ではないと、先ほど市長のほうからもありましたけれど、やはり最終的には、自分の身は自分で守るという、そういう意識をしっかりとそれぞれが持つこともまたやっぱり大事なことでないかなと思いますので、ぜひ良い形で、その連携をしっかりと取れるよう、いざという時に、本当に難を避けられる行動ができるように、ぜひあの市のほうでも、支援のほうをお願いしたいと思います。

あと車中泊というのもありまして、実際車中泊されているっていうのも、やっているというところもありまして、やはり今回の感染症に限らず、なかなかプライバシーのこととかあって、また子どもが小さいとかということで、実際去年の豪雨水害の時にも車中泊をされたという避難者の方の話もありますので、ぜひ車中泊っていうのもやはり、しっかりと考えていく必要があるのではないかなと思います。またやっぱり市長も言いましたけど、やっぱり車中泊に関しては、本当にこう健康面でも留意しなくちゃいけないところが多いということで、やはりこれも実際やってみないと分からないっていうところがあると思っておりますので、ぜひ車中泊の訓練というの、キャンプではないですけど、やはりやってみないと分からないっていう部分があると思っておりますので、やはりその1つの訓練として取り入れるということも、必要なのではないかなと思いますけれど、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長（鈴木 浩 君）

車の中での避難というふうなお尋ねでございます。やはり今回のコロナの関係では、そういった感染の防止の観点から、やっぱり心情的には独立した空間ということを考えますと、そういった車の中での避難というふうなことをお考えになる方もいらっしゃると思います。先般の内閣府からのチラシの中では、車中泊をする場合につきましては、例えば豪雨時、大雨の時などは、浸水する恐れがあるので、周囲の状況を十分確認するように周知してくださいというふうなお話などもございます。そしてまた、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、やはり健康面、エコノミークラス症候群とか、そういったことも懸念されるところでございます。そういったことで、まずは避難所の中においてですね、しっかりこう独立したと言いますか、きちんと居住スペースを確保できるように、避難所の配置のあり方、それから資機材、パーテーションとかですね、簡易テントとか、そういったもので、きちんと居住できるスペース、あるいは専用のスペース、そういったものをまず確保できるように、これから国の交付金等も活用しながら、整備のほうを進めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

そういったことで車中泊についても、あり得るので、訓練をしてはどうかというふうなご提言でございますけれども、この点につきましては、今後ちょっと研究をさせていただければというふうに思うところがございます。以上です。

◎議長（大類 好彦 議員）

小関議員。

◎10番（小関 英子 議員）

やはり車中泊の訓練という、かなり大変なところもあるかなとは思っています。実際、高知県の日高村で今回されたということもありますけれども、やはりそれも、やはり提案の方がいて、自治体からではなく、自治体の方も一緒に参加しての訓練になったようであります。いざという時のためにということで、やはりいろんな、できる限りのことを想定してやっていくことも必要だと思います。また課長のほうからもありましたけど、やはり資機材、しっかりと整えていきたいということがありまして、パーテーション、またテントという言葉もありましたけど、やはりあと感染症に関しては、仮に体育館とかそういうところにあると、やはり地べたというか、そこから20cmぐらいのところまでの高さも必要になってくるということで、尾花沢の

ほうでは、ダンボールベッドのほうも、協定結ばれているってことを聞いておりますが、実際ダンボールベッドは、どれぐらいの台数というか、確保考えておりますか。

◎議長（大類 好彦 議員）

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長（鈴木 浩 君）

ダンボールベッドのお尋ねでございますけれども、今現在まだダンボールベッドの備蓄にはいたっていないところでございます。今回のコロナの感染防止という観点から、今後ダンボールベッドについても備蓄を進めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。数量については今、ちょっと検討をさせてもらっておるところでございます。

◎議長（大類 好彦 議員）

小関議員。

◎10番（小関 英子 議員）

以前やはり、避難所対策ということで、ダンボールベッドということで、旧庁舎にあった時に実際設置して、こういうものだというのも見せていただいたことが記憶にあります。それに対して、やはりしっかりと高さや強度がされておりましたけど、やはり感染症に対すると、やはりそこに対して周りを囲むというか、パーテーションも必要になってくると思いますので、やはり前の協定とまたプラスした形でしていく必要があるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと1番大事なのがやはり、健康管理対策ということで、市長のほうからもありましたけれど、やはり感染症に対して、いち早くその異変を感じて、対応していくというのが大切だと思いますので、その協議の中で、健康管理をどうやっていき、そして異変にどうして気付くかということに対してのやっぱり協議というかが必要になってくると思いますので、そこはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（大類 好彦 議員）

健康増進課長。

◎健康増進課長（永沢 八重子 君）

避難所における健康管理につきましては、保健師が定期的に巡回するなどして、避難者の異変にいち早く気付くなどして、対応してまいりたいと考えております。体調不良が起きているような方につきましては、速やかに医療機関のほうにつなげていきたいと考えております。

◎議長（大類 好彦 議員）

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

いち早く気付くということがやはり大事だと思いますので、やはり避難所体制においても、コミュニティが近い人、やっぱりそういう人たちがこう1つのまとまりになれるように、やっぱり顔と名前が分かる、そういう避難所づくりが大事なのかなと。情報をしっかりとこうお話できる、そういう安心感がある避難所づくりが大事なのかなと、通常のコミュニティを維持できるような、そういう避難所づくりが必要なかなと思いますので、それも合わせてお願いしたいと思います。

次に受動喫煙防止対策の強化についてお伺いいたします。市長のほうからも、そういう貼るものがあるということをお伺いしましたが、やはり県のほうでもけむいモンと、きてけるくんのかわいい受動喫煙防止のそういうアクションという、こういうものが実際この前の展示でもあったんですけど、こういう形で、このキャラクターときてけるくんがPRしてるものと、あと市長が言われた、事業所で利用できるという、こういうシールができていてというのが、やっぱりこれごと示してると思います。そういう形で、しっかりと尾花沢でも受動喫煙をしない、防止ということで、しっかりと対応されていることは存じ上げておりますが、やはり目に見える形で、またやはりしっかりと受動喫煙を防止する、やっぱり子どもたちを守っていくという点からも、公園に関してもやはり市長が先ほど答弁していただきましたように、公園についてもしっかりと対応していただいて、やっぱり受動喫煙しない、煙は吸わないようにというか、そうやってしっかりと皆さんが健康維持をしていけるような環境を作っていたきたいと思います。公園とかは具体的には今現在どういうふうにしていくという考えはありますでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

それでは公園の今後の取り組みということで、先ほど市長のほうから、公園については、今現在トイレの中だけ禁煙としておりますけれども、先ほどの答弁の中にありましたけれども、今後外についても受動喫煙というふうなことで、例えば先ほどの看板とか、トイレの外側のほうにシールを貼って啓蒙をするなど、検討していきたいと考えております。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

目に見える可視化っていうのは大事かなと思いますので、よろしくお願いたします。あともちろん本庁舎は禁煙となっておりますが、庁舎に対してもそういうことはやられていく考えはありますでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

庁舎に関しましては、野外のほうに、駐車場のほうに喫煙所のほうを設置して、そちらのほうで喫煙していただくというふうなことで、看板を設置しているところであります。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

やはり庁舎から離れて喫煙されているのは存知あげておりますが、やはりその中も、かなりちょっと、とても煙い状態ではないかなと思いますけど、そこをしっかりと、体に優しい環境にするような考えはないでしょうか。たぶんこう、戸の開閉ぐらいの対応かなと思いますけど、しっかりと換気だけじゃなくて、清浄するとか、そういう考えはないでしょうか。やはり、煙を吸うということは体には良いことではないので、しっかりと対応できることはないでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

本人が吸う場合と、受動的に吸う場合との違いだと思うんですけども、喫煙所については、喫煙したい方が行って吸う場所ですので、そちらに入らないようにとか、鍵ということは、今のところ考えてないところであります。

◎議長(大類好彦議員)

小関議員。

◎10番(小関英子議員)

やはり嗜好品ですので、そこまではということはお分かりますが、やはりしっかりと健康を維持していくことは大事だと思います。またやはり今回の新型コロナウイルスであります。やはりこの肺に対しての負担が大変大きく出てくるってことも聞いておりますので、やはり健康を維持していくには大事なことだと思いますので、そのためにも、子どもたちに対して、また吸わない人に対しての受動喫煙防止っていうのは、本当に大事になってくるかなと思いますので、そのた

めにも市民の方、また職員の方にも、健康維持をしていただくのが大事かなと思いますので、ぜひそちらのほうでも対応していただければなと思いますので、よろしく願います。とにかく健康であることが、何に対しても大事だと思いますので、全員が健康管理をしっかりとして、そしてこの新型コロナウイルスがしっかりと収束をしていくことを祈って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、小関英子議員の質問を打ち切ります。

次に2番 星川薫議員の発言を許します。星川薫議員。

[2番 星川 薫 議員 登壇]

◎2番(星川 薫 議員)

先の通告にしたがい、6月定例会一般質問をさせていただきます。

初めに、尾花沢市公園計画の策定についてお伺いたします。

現在の尾花沢市の都市公園は、尾花沢市運動公園、大道寺児童公園、ひかり公園、第1児童公園、第3号公園の運動公園1つと街区公園4つとなっており、街区公園においては、冬季間は雪押し場となるため使用できない状況にあります。また、ボール等を使用できないなどの制限や遊具が充実していないなど、市として市民に十分な環境を提供しているとは言い難い状況であります。第2期尾花沢市子ども・子育て支援事業計画を令和2年3月に策定していますが、アンケート結果から分かるように、遊ぶ場所の不足が多く挙げられています。当計画では施策の展開として、のびのび遊べる場の整備を掲げていますが、具体的な計画が示されていない状況にあります。雨の日でも遊べる屋内施設や、屋外施設で規制がなく遊べる公園を望んでおります。都市計画マスタープランにおいても、公園計画の文言はなく、尾花沢運動公園や近隣公園、屋内外施設の将来像を描くべきと考えますが、当局の所見をお伺いたします。

次に、地籍調査の進捗状況と推進についてお伺いたします。

本市の地籍調査は昭和43年に着手し、半世紀以上の年月を費やし現在にいたっていますが、進捗率は山形県平均50%よりも低い44%に留まっている状況であります。平成27年度を最後に、新規現地調査への着手もなされておらず、土地境界の調査に必要な人証や物証が失われ、時間が経過すればするほど、調査が困難に

なることも予想されます。

現在、現地調査は終えているが、登記が完了されていない工区はどれほどあるのかお伺いたします。また、現在にいたるまでの遅延の実態や、検証を市長にどのように説明し、担当がどのように対処し、地籍調査の推進に力を入れてきたのかをお伺するとともに、今後何年をめどに地籍調査の再開を計画しているのか併せてお伺いたします。

最後に行政サービスの向上について、2点お伺いたします。

1つ目は、昨年5月1日に新庁舎が開庁し、市職員をはじめ、会計年度任用職員の皆様も、日々市民サービスの向上に努めていると思いますが、窓口で常時人員を配置しているのは、1階の総合窓口と2階の秘書係のみとなっております。ほかの職員たちは、常時パソコンに向かって仕事をしているため、市民が窓口を訪れても、声を掛けないと職員が対応しない実態となっており、市民からは以前のほうが良かったという意見も数多く寄せられています。各課の窓口で、会計年度任用職員等を配置するなど、市民に優しい寄り添った対応を講じてみてはいかがでしょうか。

2つ目は、本市には良い行政サービスがたくさんありますが、市民からはサービスを知らない、探せない、分からないために、使えないという声が集まっています。ITを活用して、各種行政サービスの情報を見える化したり、ワンストップサービスの実現に向けてサービス一覧表の作成や、サービスにIDを付けてデータ化を図ってはいかがでしょうか。

例えばですが、各事業をデータベース化して制度、要件、申請に必要なものなどが一目で分かるように整理したり、市民が、今、自分が受けられるサービスを取りこぼさないように検索できるようにするなどです。

また、申請手続きのマニュアル化や、チェックシート等は作成済みと思われませんが、これらもデータベース化することにより、ミスがなくなると思われます。その内容をデータベース化の上、各課の窓口でタブレットを設置し、市民対応を行ってはいかがでしょうか。

以上、質問席からの発言とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩	午前11時49分
再 開	午後1時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

休憩前に引き続き、星川議員の質問を続行いたします。市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

星川議員から、大きく3点について質問いただきました。順次お答えしていきます。

最初に尾花沢市公園計画についてお答えいたします。

本市の都市公園は、長根山にある尾花沢市運動公園、16.9haと、4つの街区公園、1.17haとなっております。尾花沢市運動公園は、市民体育館や野球場、サッカー場、スポーツロードなどの施設を有し、1年を通じて多くの皆さんに活用いただいております。また、4つの街区公園は、児童公園と位置付け、親子連れが気軽に遊べる場となっております。

街区公園については、小さなお子さんから年配の方まで、不特定多数の市民の方を対象としているため野球等のボール遊びや、敷地内への自転車乗り入れの禁止など、一定のルールを設けながら利用いただいております。ただし、高学年の子どもたちがボール遊びをする場所としては防護ネット等が必要です。

街区公園を新たに整備する場合は、場所の選定や用地取得、維持管理など多くの課題があり、事業化までには時間を要することから、例えば、地区の方ともお話し合いを持ちながら、一部の街区公園にネットを設置するなどして、ボール遊びができるようにすることも、遊び場不足解消の1つの方法と考えます。

また「尾花沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定する際の保護者のアンケートでは、今後希望する子育て支援策についての質問項目では「子どもの遊び場の提供」と回答した保護者割合が高くなっております。昨年度開催された、尾花沢市保育施設保護者会連絡協議会との市長と語る会においても、遊ぶ場所の整備についての要望があり、子どもたちの遊べる場所の確保は、子育て環境の充実を図る上で、大きな課題であると認識しております。

平成23年度に開所しました「ABESA」は、多くの方々にご利用いただき、平成29年度には来館20万人を達成しました。現在、ABESA内の子育て支援センターの利用は未就学児まで、こども広場の利用については、大型遊具の対応が小学校低学年までとなっております。小さい子どもも安心して遊べると、市内外の利用者からも好評を得ています。

雨の日でも遊べる施設の設置については、今後の施

設のあり方について、十分に検討する必要があります。

尾花沢市の公園計画についてですが、現行の都市計画マスタープランには公園についての方向性はありませんが、今後20年間のまちづくりを示す新しい都市計画マスタープランの策定の中で、市民の声を反映させた整備計画を示してまいります。

次に、地籍調査の進捗状況と推進についてお答えいたします。

1点目の現地調査が完了しているが、登記が完了していない工区は12工区あります。

2点目の遅延の実態については、昨年9月定例会の総括質疑で担当課長がお答えしたとおり、国の認証登記の基準が平成28年頃から厳格化され、以前であれば空白地として認証されていた、白地や無地番地、いわゆる空白地、所有者を特定できない土地についても、特定した上でないと認証登記ができなくなってしまうことが一因です。

また東日本大震災の影響による座標の変換作業が発生したことに加え、登記が完了していない土地の異動による地籍簿の修正作業が増大し、結果として遅れが生じているということです。現在、課題点を整理しながら、早急に登記が完了できるように作業を進めています。

以前のように調査が3年、4年目に認証、5年目に登記と、一定のサイクルで事業が進行していた時期は、地籍調査係と資産税係が兼務でも問題なく済んでいました。しかし、認証・登記が滞っている現在の状況を解消するためにも、専任職員や係の配置も検討しましたが、市役所全体の職員配置のバランスの観点から現行の配置としたところでした。

今後の事業の進捗状況や、新規調査に着手できる時期をみながら、地籍調査に携わる専任職員の配置を検討していかなければならないと思います。

3点目の調査再開の目途についてですが、県からは認証・登記が滞っている工区をある程度整理してから、新規事業に着手するようにとご指導をいただいております。順調に作業が進めば、令和6年度から着手できるものと考えています。

高齢化が進み、土地の境界がわかる人が減り、山の手入れもできなくなり、境界が分からなくなっています。一刻も早く地籍調査が再開できるよう、関係機関とも連携して課題解決に取り組んでまいります。

次に、行政サービスの向上についてお答えします。

現在の庁舎については、「防災拠点としての機能」のほか、「住民サービスを効率よく提供できる便利な

庁舎」、「誰もが使いやすい人にやさしい庁舎」を目指してまいりました。

来庁者の視点に立った時、新庁舎と旧庁舎における大きな違いは、現在、全ての課において、カウンター越しに来客対応しているという点です。執務スペースでは、個人情報や機密情報を取り扱うため、セキュリティ対策や、プライバシーの保護に関する課題がありました。新庁舎においては、これらの課題を解決するため、1階、2階に個別相談室を設けるとともに、執務スペースと共有スペースを明確にするため、現在の配置になった経緯があります。

このような配置の中、利用者に配慮した動線とするため、利用の多い窓口部門を1階に集約し、分かりやすい案内表示を設置するなど、「歩かせない」、「迷わせない」、「待たせない」ことを基本とし、ワンストップサービスの充実に向け、関係課が連携して対応しており、来庁者からは、新庁舎になって対応が良くなったとのお声も伺っております。一方で、職員の机の向きなどから、来庁者に気づくのが遅れる場合があるようですので、市民から寄せられた声は、真摯に受け止めてまいります。

議員からは、各課の窓口会計年度任用職員を配置するなど、市民に優しい寄り添った対応を講じてみてはとのことですが、まずは、全ての職場で職員の接遇マニュアルを具体的に活用しながら、職員一人ひとりが「お客様」をお迎えするという気持ちを再確認し、来庁者の接遇にあたってまいります。

次に、行政サービスのIT活用による窓口対応についてお答えします。

本市では、令和4年度を目標年次とする「尾花沢市行財政改革プラン」において「業務改革」、「財政改革」、「組織改革」を基本方針に掲げ、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、行財政改革を推進しております。

本プランでは、常に市民目線に立った市民サービスの質の向上を進めるため、先ほども申し上げましたとおり、窓口のワンストップ化に取り組んでおり、「歩かせない」「迷わせない」「待たせない」を実現するため、窓口での申請書類を一元化するとともに、出生、転入などのライフイベントごとに、手続き一覧表を利用することで手続き漏れを防ぎ、二度手間にならないよう、他課との連携を図りながら運用しております。

また、市民の皆様や地域の団体の方などが利用できるように、補助事業一覧を市公式ホームページに掲載し、事業の主な内容や補助要件等の見える化を図って

おり、今年度は新規事業と拡充事業が分かるような構成にするなど、より分かりやすい内容となるよう見直しております。この補助事業一覧は、庁内掲示板へも掲載し、全職員で情報を共有しています。

さて、提案いただきましたタブレット端末等による申請手続きのデータベース化は、市民の利便性の向上や、行政事務の効率化につながるものと認識しておりますので、将来的には導入を検討すべきものと考えます。

一方で高齢者の割合が高い本市では、窓口においても、来庁された方に寄り添った、あったかい市民サービスの提供が何より大切であると考えております。先に述べました「歩かせない」「迷わせない」「待たせない」そして確実な市民サービスを提供することができるよう、まずは、来庁された方への積極的な声がけと、応対にあたる職員のスキルアップに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

答弁のほう、ありがとうございました。順次再質問のほうさせていただきます。

尾花沢市公園計画の策定についてでありますけれども、やはり住み続けたいまちを作るためには、遊び場作りも重要な位置付けかなというふうに考えております。しかしながら、尾花沢市子ども・子育て支援事業計画のアンケート結果を見ても分かるようにですね、近所の子どもの遊び場について困っていることや、不便なことの間に、1期、2期とも、近くに遊び場がないとの回答が43%で、断トツとなっております。また雨の日に遊べる場がないの回答が、2期ともに30%を上回っており、市民からの要望がはっきり出ている状態であるわけです。本市には、就学前のお子さんや小学校低学年と、その家族の方を対象とした「ABESA」がございますが、平成30年度、令和元年度の利用状況をお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。「ABESA」の利用状況の質問であります。まず、平成30年度でありますけれども、子ども1万1,953人、大人9,896人、合計で2万1,849人です。内数で、市外の方ですが、8,510人、38.9%になります。続いて令和元年度、昨年度については、子どもが1万1,245人、大人9,489人、合計

2万734人、市外については、8,245人、39.8%になります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫議員)

ありがとうございます。平成30年度は約2万2,000人、令和元年度は約2万1,000人の利用状況だということでもあります。東根市のタントクルセンターは、平成17年4月にオープンして、15年で500万人を超える来館者があります。平均すると年間約33万人、複合施設なので一概には比較できませんが、本市の「ABESA」もすばらしい施設であります。周知、集客方法はどのように行っているのでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

周知方法についてのお尋ねであります。まずホームページには「おがぁ〜れ」というサイトがあります。「ABESA」の専用バナーもありまして、このホームページでの周知方法、それから市報、それから紙ベースで「ABESA」のお便り、これを1ヵ月に1回、来館者のほかに各市内の園にも配布しているような状況です。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫議員)

ホームページ等を利用してということでもあります。私も「おがぁ〜れ」のほうは拝見させていただいております。それもよろしいんですけども、現場の職員さんが結構いらっしゃいます。そこで職員さんにですね、スマホとかもしくはタブレットを預けてですね、LINE友達やFacebook等を用いてですね、よくイベント事を提供するっていう方法もあると思うんですが、利用率向上に向けてつながると考えているんですが、その辺はどう思いますか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。LINEとかFacebookなど、SNSを活用することについてであります。Facebookについては、この「おがぁ〜れ」のアカウントがありますが、実は2018年11月より更新されていない状況がこのたび分かりました。まずはここから対応してまいりたいと思っております。情報発信のツールを増やすことについては、今後も前向きに考えて

いきたいと思っております。

先般、係の職員とお話ししたところ、やはりタイムリーな情報を発信しようとするほど、やっぱりスピード感が重要になります。ただ市が発信する情報ですので、その表現とか、内容のチェック体制を怠らないようにというふうなことで、確認したところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫議員)

ありがとうございます。「ABESA」もですね、あれくらい広がってですね、使い勝手がいいと私も思っています。ぜひ多くの方に利用していただきたいですし、もっともっと周りの人に分かってほしいなということで質問させていただきました。これからもですね、私もいろんな面で考えて、どういうふうにご利用すればもっともっと効率が上がるのかなというふうにご検討いただけますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

次、公園計画の策定についてですけれども、私にもですね、公園や遊び場について、さまざまな要望や相談が寄せられています。街区公園というと、土地区画整理業務上、整備しなくてはならないわけですけども、面積も0.25haと小さく、周辺が宅地であるため、さまざまな制限がかかってしまうことも分かっております。ただ近隣公園となると2haが標準に、地区公園となると4haが標準となります。市街地での自由に遊べる場所を提供することは市の役割と考えますが、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

お答えいたします。星川議員の今の市街地での自由に遊べる場所の提供の、市の役割ということでありまして、街区公園についてであります。先ほど市長の答弁のほうにもありましたが、周辺が宅地でありまして、また小さいお子さんから、さまざまな方が憩いの場として利用しております。そのために一定のルールを設けさせていただいて、安全に配慮した形で利用させていただいているところであります。一部ルールの見直しも1つの方法と考えておりますが、市街地全体での公園の配置や、遊び場不足の要望を踏まえ、公園の今後のあり方を検討していく必要があると認識しております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

この問題については、以前からもきつと話が出ていたと思います。しかしながら、なかなか前には進めない。そしてやっぱり0.25haの公園といいますが、なかなかボール遊びといってもそんなにできない。広さではないという、私は思っております。

私の中の一応構想はですね、やっぱり室内、近隣公園ぐらいの大きさの施設を設けなくちゃいけないのかなというふうに考えています。そこにはですね、ほかの市町村にはない独自の屋内施設、あと屋外広場、例えばですね、屋内施設であればボルダリングや、トランポリン、ロープウォークなど、子どもから大人まで楽しめる施設、屋外ではスポーツフローリングを採用して、移動式のバスケットゴールの設置や自由に遊べる広場などがあります。しかしながら、先ほども申し上げたように、都市マスタープランや第2期尾花沢市子ども・子育て支援事業計画には、明確な公園計画は記載されておられません。徳良湖周辺整備マスタープランのようにプランを立てて、長根山総合運動公園、街区公園、近隣公園等の位置付けを明確にし、伸び伸び遊べる場の整備をするとともに、尾花沢市公園計画を策定してはと考えますが、課長、どう思いますでしょうか。

◎議長(大類好彦 議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行 君)

お答えいたします。現行の都市計画マスタープランの中では、公園緑地全般としての整備構想としては、未利用地を活用して、公園や広場を確保するなどの記載しかありません。都市公園についての具体的な整備計画は、議員仰せのとおり、記載はありません。先ほど市長の答弁にもありましたように、昨年度より都市計画マスタープランの策定を行っておりますので、その中で市民の声を反映しながら、対応していきたいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦 議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

市長のお考えもお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議長(大類好彦 議員)

市長。

◎市長(菅根光雄 君)

星川議員が仰せになりたいことは痛いくらい分かります。

やはり子どもたちに、どういう環境を与えられるかというのが、尾花沢市にとっても大きな課題です。ただ今ここ5年、10年という範囲の中で、尾花沢に突き付けられている課題もあるわけです。そういった中で、順次どういうふうな順番でやっていけばいいのかというふうなことで、正直悩まなければなりません。そうした中で、子どもたちの環境整備もやはり必要であるわけですから、1度に全部あれもこれもというのは、これは無理です。どういう順番でやっていくのかと。今年から徳良湖周辺をもっと市民にとっても憩いの場にしていきたい。そして子どもたちが遊べる場所も、やっとすべり台が設置され、先日から利用してもらっております。子どもたちの喜ぶ声を聞きますと、非常に嬉しく思います。まちの中に、そういった子どもたちが気軽に遊べる場、ないしはキャッチボールやサッカーができる場があればというふうに思います。ですから、今抱えているいろんな問題をやはり一緒に考えながら、そして都市マスのほうと合わせてですね、考え合わせて進めていく、そういうふうな形で、今やれる精一杯のことをやっていきたいと、こういうふうに思っています。

◎議長(大類好彦 議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

ありがとうございます。やはり今まで、都市計画マスタープランの中に、やっぱり公園計画がなかったということ自体が、私は不思議なくらいだと思っています。やはり、市民の皆さんがほしがっているもの、整備してほしいものというのは、明確に出ているわけで、それをやはり反映するのが市の役目であり、私たちの仕事だと、私は思っています。今回マスタープランにですね、しっかり明記するということですので、私も審議会委員になってますので、その辺をしっかりとチェックさせていただきたいなというふうに思っています。よろしく申し上げます。

次、地籍調査についてですけども、昨年9月の定例会、総括質疑の中でも取り上げさせていただきました。白地の明確化ということで、遅れているということなんですけども、実は昔の公図にですね、確かに地番がないところ、白地、無地番というふうに言うんですけども、その周りの人が同意すれば、そこはその人のものだ、元々その人のものではないということで、白地になるわけなんですけども、これは今さら始まったことではなくて、これはいつもしなくてはいけない業務であります。ただ東日本大震災によって、確かに座

標が動いたということで、そのチェックということで、次年度からチェックするよという指示は、受けていたものと思われます。地籍調査の重要性ですけども、やっぱり今年度には、人事には反映されてないのかなというふうに感じた次第でありました。地籍調査が遅れるに連れて、再三申し上げるようですが、特に山間部の境界を熟知した人が、いなくなってしまうことが懸念されます。これが認証と物証です。地籍が終わってない箇所については、明治初期の地租改正事業法、地租改正事業などの古い調査記録、いわゆる公図と言うんですけども、緯度、経度との関連性がないため、現地に復元することはできません。また現地に復元できないってことは、その境界が分かる人がいないと、今度自分たちの子や、その下に説明できなくなるわけですね。ですから早く地籍を進めたほうがいいんじゃないかと、いうふうになるわけです。副市長もちろん尾花沢市出身です。どこにどれだけの土地があって、境界もあるのか、ご存知でしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

副市長。

◎副市長(石山健一君)

今の星川議員のご質問、私の家のところ、特に山間、山林の境界というご質問だと思います。

私はですね、4、5年ぐらい前になるでしょうか、微々たる土地ですけども、父親が足腰が動かなくなる前にということで、2人で一緒にですね、自分の家の山林を全て回ってまいりました。ちょうどカメラと、今お話した公図のなんか写したような、少し持ってですね、行きましたけども、やっぱり今の星川議員からいろいろお話あったように、この地籍調査というのは、非常に重要だと思ってきました。

実際にこの現地を見てもですね、やはりなかなか境界が分からないところが結構ありました。親でも分からないところが何か所もありました。立ち木でこういうふうに、例えば松が植わってて、こう分るとかですね。段差があるとか、尾根とか、あるいは沢があってそこが境界だとか、そういうふうなところは分かりやすいんですけども、なかなかやっぱり同じような樹齢の木がずらりと並んでいるとなると、なかなか分からないというのは実感して思った次第です。そういうことから地籍調査というのは、非常に重要だなど、私もそういうふうに痛感してきた次第でございます。だからそのなぜですね、これだけ進んでないかということちょっと私も、いろいろそのあと考えさせられました。市長の答弁にもありましたように、法務局の

取り扱いもありますし、それから予算の問題もあろうかと思えます。もう1つやっぱり市のその担当部局の人員的な体制というのも、課題はあろうかと思えます。ただその私は、そういうこう具体的な課題の前にですね、もう1つ大きな課題があるんだなというふうに思っています。それはなんと言ってもですね、今こういう山林とかですね、こういう林野に対する価値をですね、こう認識をされていないような所有者、あるいはその相続人にあたる方々というのは、すごく増えているのではないかなというふうに思っています。単に土地の問題だけじゃなくて、やっぱりこの山林の価値です。山林の経済的な価値が、なかなか見出せないというふうな、こういう情勢の中で、こういう方がどんどん増えていって、なかなか地籍調査もうまく理解されて進まないというのも、ベースにある1つ大きな課題でないかなと思えます。

先ほど、県内49%ぐらいが大体平均ですけども、尾花沢市44%ぐらいということで、平均まではちょっといってないですけども、県内で見ると中位ぐらいの位置にいます。最上地域のように、ほぼ100%、どこも100%というところもあれば、進捗率が一桁台で、まだ市街地すらほとんど終わっていないような市町村も、いろいろあります。この問題の根底にあるのは、やっぱり所有者の土地に対する価値観と、その意向も踏まえてですね、やはり政策課題の、政策としての優先度というのは、行政でいろいろ、どうしても限られた予算なり、人を使うもんですから、優先度としてどうしてもあとになってしまうということが、実体としてやっぱりあるんだろうなというふうに思っています。ですので、近年、森林環境譲与税の創設ですとか、いろんな支援策が打ち出されておりますし、またあの採算性が取れる木材の流通市場というのも、形成されてきています。ですので、この環境保全とか鳥獣被害対策というのも含めてですね、こういう国産材の利活用とか森林整備の促進、あるいは森林の価値をはかつて、森林の価値をやっぱり多くの人に認めてもらうというふうな施策が、非常に重要だと思っています。山林ではですね、山村ですね、私のところ非常に山村ですけども、やっぱり過疎化とか、もう次の世代の相続する方がいらっしやらないというふうな中でですね、なかなかその、こういう構造の中では、非常に根が深いことではあるんですけども、やっぱりその森林に対する価値感を変えていただいて、その認識を変えていただくためのやっぱりそういう啓発の努力もそうですけども、さっき申し上げました地場産材の利活用が経済として成

り立つ。自分の家の所有する森林が、それが価値があるんだということを分かってもらうにはですね、そういう仕組みを早く作っていく必要があると思っております。

今後、こういう山林経済の活性化のメリットと、この地籍調査、それやっぱり一緒にですね、どちらもやっぱりこう理解していただくような、どちらも進めていただくようなですね、そういうふうな政策を進めていく必要があるんじゃないかなと、私はちょっと親と山を周りながら、そういうふうに感じました。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

副市長、ありがとうございます。すごいスケールのでかい話で、すばらしい考えの持ち主だなというふうに思います。確かにですね、地籍と森林の利活用、今回、森林環境譲与税というのも組まれています。そういうのも有効に使いながらしなくちゃいけないんだらうなというふうに思います。しかしながら、現在まだ12工区分が未登記ということであります。今年度の地籍担当は何名おられるでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(本間純君)

お答えいたします。主担当、副担当の2名体制で現在地籍調査の業務にあたっております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

主担当、副担当の2名ということであります。この地籍調査の担当の方は、年間を通じて地籍調査の業務だけを行っているということでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(本間純君)

主担当の1名については、主に年間通じまして、地籍調査の業務にあたっております。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

ほぼ1名でやっているということなんですが、やはり12工区分もありますと、いくら業務を発注していると、ほかの会社に発注していると言っても、かなり大変なのかなというふうに思います。そして平成18年度までは、財政課に地籍調査係があつて、19年度から市

民税務課に統合されて、21年度から資産税係になり、地籍調査係という係がなくなってしまったんですね。やっぱり私は地籍調査を進めていくには、地籍調査係を復活しなければいけないと思いますし、担当職員も、主に1人、1.5人みたいな形じゃなくて、やっぱり2人、3人と、専門的なことが多いですから、必要だと思います。その辺はどう思いますでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市民税務課長。

◎市民税務課長(本間純君)

星川議員仰るとおり、必ずしも人員体制が充足するかと言うと、かなり厳しいところもございますけれども、ただ、とにかく市長が先に答弁したとおりでございますけれども、今残された、認証登記が完了しておらない12工区、こちらを取り急ぎ登記が完了するような作業を、職員一生懸命になって頑張っておりますので、そのあとにできるだけ早く次の現場に入れるように頑張りたいと思いますので、もう今しばらく、見守っていただければなというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

地籍調査はですね、動き始めて、お金は本当はあまりかからないんですね。特例でですね、尾花沢市からは5%しか出す必要がありません。あとは全部補助事業で成り立ちます。ですから、まあ予算のほうにはほぼほぼ痛くはないのかなと。予算を取っても痛くはないので、その辺は全然問題ないと思います。ぜひですね、早く登記を終えてですね、次の山間部に入ってもらえるような、来年の人事もちょっと重視しながら、ちょっと見ていきたいと思います。ぜひ、よろしくお願ひします。

次、行政サービスの向上についてであります。窓口サービスの件ですけれども、これは本気で考えていただきたいなというふうに思います。私なりにですね、考えてみたんですけども、よく銀行さんとかに設置されているような、窓口受付システムというのがあると思うんですけども、それを使ったらどうだろうかとか、ただベルを置いてはどうかとかですね、いろいろ考えてみたんですけども、やっぱり年配の方を考えると、どのタッチパネルを押していいかわからないということがまず問題があるのかなというふうに思います。

しかしながら総合窓口のところにさえそのシステム

置けば、この総合窓口の受付の人から教わって、何課
ってさえ押せば、そこに何番の人が行くっていうふう
に分かるので、そうすると担当職員が待っているの
のかなというふうに思います。というのはやはり、職
員がですね、横を向いてパソコンに向かって仕事して
いるので、今アクリル板もありますし、私たちが行っ
てもですね、なかなか気付かない。そして結構アクリ
ル板があるので、大きな声で「すみません」と言わな
いと聞こえないというのがありまして、なかなかちょ
っと、何と言うのかな、距離があるなど、職員と距離
があるなどというふうに感じてしまうんですね。やはり、
そういうふうと思うんで、何かいい施策がないかなど
いうふうと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

今星川議員から、さまざま課題のほう提案いただき
ました。まず、私のほうから、現在の窓口対応の経過
についてお話を申し上げたいと思います。

これまで事務改善委員会、そして新庁舎建設検討委
員会におきまして、複数の課にまたがる手続きの簡素
化と、市民に寄り添った対応をするための連携につ
いて話し合うとともに、他の自治体の取り組みも視察さ
せていただきながら、検討を重ねてまいったところ
でございます。本市の特徴としましては、高齢者の割合
が高いということでございます。こうした現状を踏ま
えた場合、来庁者への声掛けを大切にした窓口対応が
1番であると考え、現在の窓口体制を取っております。

確かに、多くの制度をタブレットに集約し、必要書
類のチェックをすることも、将来的には考えていかな
ければならないことと思います。しかしながら何と言
っても、来庁者への声掛け、いわゆる顔の見える行政
サービスの原点は、来庁者への声掛けが1番である
と考えているところであります。まずは総合窓口
に常駐しております職員が、来庁者からの要件を丁寧
にお聞きする。そして市民税務課以外での手続きが
必要な方に対しては、担当課へご案内したり、担
当者を窓口と呼ぶなど、各課連携による柔軟な対応
をしてまいりたいと考えているところであります。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川薫議員)

そういうことをしているとは、私気付きませんでした。
もちろん私が総合窓口に行って、なかなか聞か
ずしては、そういう対応を市でやってるんだ

ということすら、私は知りませんでした。ありがとう
ございます。まずなんですけども、やっぱり人の気遣
ってというのが、やっぱり人と人の付き合いですから、
1番重要だと思いますし、もう少し机の位置ですね、
ちょっと1番市民側の受付側に、物を置いているよう
な状況に今なっていると思います、各課。その辺ちょ
っともう少し、逆にもう少しカウンター側に人が寄っ
てきて、物も向こうにあるというふうとかですね、少
し工夫していただきたいなど。人に気付けるようにし
てほしいなどというふうに思います。とにかく、市民一
人ひとりですね、ワンストップサービスもそうなん
ですけども、1回でできるような工程にはなっている
と言いますが、実際今回のコロナの補助金関係でも、こ
っちは申請したけど下水道のほうとか、水道の減免は
「俺しゃねがった」ということで、「それ申請しねが
ったや」という人もいます、実際。知らない人も
いますですね。それではワンストップサービスって
言わないですよ。その辺もしっかり、どの課に行っ
ても、じゃあこれを受けるんだしたら、あなたこれも
対応になるかもしれませんよっていうのがワンスト
ップサービスです。そういうのもしっかりしていただき
たいなどというふうに思います。それがやっぱりICT
を活用した行政サービスというふうになると思うん
ですけども、やはりなぜ私がやっぱりこのICTを
活用した行政サービスをと訴えるかと言うとですね、
やっぱり新規採用であったり、あと職員は異動もあ
ります。その時ですね、異動したその日から、その
担当部署の仕事をこなさなくてははいけません。異
動してきた職員が制度を知らなかったり、申請手
続きにミスがあったりと、市民にご迷惑をお掛け
することもしばしば見受けられるからでございま
す。そうしたミスを防ぐためにも、システムの導入
をきちんとした目で考えていただいてですね、
タブレットを利用したサービス等をしていただき
たいなどというふうに思います。そしてですね、
デジタル手続法というのが、令和元年5月に公布、
12月に施行されました。デジタル技術を活用
した行政の推進の基本原則として、デジタルファ
ースト、個々の手続き、サービスが一貫してデ
ジタルで完結する。ワンズオンリー、1度提出
した情報は2度提出することを不要とする。コ
ネクテッドワンストップ。民間サービスを含め、
複数の手続きサービスをワンストップで実現す
るとのことです。マイナポータルっていう言葉
聞いた時あるかもしれませんが、これは国から
落ちてきたやつで、山形県でも確か4市町、4
市ぐらいもう活用されています。そのことはご
存知でしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

ただ今言われた件につきましては、ちょっと承知してございませんでした。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

去年から、去年の12月からですから、日は浅いのかなというふうに思いますが、やはり常にそういうふうにアンテナを張って、新しい制度を活用していくということも重要かと思えます。やはり今までは、市民は申請しないとサービスが受けられないという時代なんですけども、これからは、この逆に市民へ通知する、通知主義というふうに移行すれば、市民に喜ばれる、市民に寄り添った市政と言えらると思えます。市長、どのように思われますか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

先ほど星川議員からありましたデジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ、というふうな形のものも、私も今回内容を把握させていただきました。そう言ったデジタル手続法については、デジタル技術を活用して、行政手続き等の利便性の向上や、行政運営の簡素化、効率化を図るためには、今後十分考えていかなければならないというふうに思えます。同法によれば、目指すところは社会全体のデジタル化であり、国、地方公共団体、そして民間事業者、国民、そのほかのものが、あらゆる活動において、情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指していかなければいけないというふうに思えます。

もちろん今、星川議員が仰るように、先々になれば、そういうふうな方向に、やっぱり歩いていくであろうというふうに思われます。これもいきなりやって全部可能かという、なかなか今厳しい部分もございますんでね、ただそんな中で、私が思うに、やはり職員がどういう対応をするかという、接遇マニュアルをしっかりと身に付けた上で、そして、おいでになる市民の方々から、やはり以前よりは良くなったという言葉をもっともっただけのようにしていかなければならないと思えます。簡単に申し上げれば、窓口においでになった方々に、朝だったら「おはようございます。」と、用事を足してお帰りになる際に「気をつけてお帰りくださいね。」と、「暑いから水分補給しなが

ら帰ってくださいね。」とか、あったかい一言を声かける気があるかないかだと思います。残念ながら、全職員がそのスタンスのもとで現在やってるかと言えば、私は素直に「はい、やっています。」とは言えません。私が市役所の中を歩いていても、基本であるあいさつが満足にできない方もいらっしゃいます。もちろんこれは個人差があって、それはやむを得ないものだと思いますが、できるだけ課の中での連携、お客様が来たならば、すぐみんなで反応して動いていけるという体制も必要であろうと思えます。旧庁舎の場合には、机の上にあったものを、たぶん星川議員もご存知でしょう。うず高く積まれた書類でした。職員がその書類の中に埋もれてる状態でした。職員の顔が見えない、そんな形でいいのかと。この新庁舎を建設する際の検討委員会の中でも、職員の顔が市民の皆さんから見えるようにしていくべきであるというお声を、だいたいだきました。それが今の庁舎に活かされてると思えます。だからこそ、職員一人ひとりが、どういう姿勢で取り組むかということ、やはり議員とともに私も訴えていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

星川議員。

◎2番(星川 薫 議員)

市長、力強い言葉ありがとうございました。本当にですね、菅根市政がですね、今まで以上に市民に優しく、サービスの向上に取り組むことをご期待して、6月定例会の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、星川薫議員の質問を打ち切ります。

次に7番 青野隆一議員の発言を許します。青野隆一議員。

[7番 青野隆一 議員 登壇]

◎7番(青野隆一 議員)

新型コロナウイルス感染症予防対策に、昼夜を問わずご奮闘されておられます菅根市長をはじめ、職員の皆様に心から感謝と御礼を申し上げ、先の通告にしたがいまして、一般質問を行います。大きく4項目についてお伺ひいたしますので、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

まず最初に、新庁舎について伺ひます。昨年5月1日、新元号令和の幕開けと同時に行われました新庁舎開庁式典から、早1年が経過しました。今後ますます市民の皆様が親しまれる庁舎となりますよう、4点についてお尋ねをいたします。

1点目は、市民が気軽に集える庁舎を目指すために、

市民開放エリアとして、研修室など、休日夜間に一般開放するをいたしました。この1年間の利用状況についてお伺いいたします。

2点目ですが、旧庁舎市民ホールには、写真や絵画などを展示できる市民ギャラリーがありました。新庁舎にもぜひ設置をしてもらいたいという声が多く聞かれます。市長はどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

3点目は、1階、2階とも、全課で受付カウンターでの窓口対応となりました。これに対して、今までよりも職員との距離感を感じるという声がありますが、どのようにお考えか、お聞きをいたします。

4点目は、公用車の劣化防止と職員の除雪負担軽減のため、公用車の車庫が必要と思いますが、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

次に、地域消防力の強化策について3点お伺いいたします。

まず1点目ですが、5月だけで福原地区で3件の火災が連続で発生しました。そのうち2件が野火火災だったこともあり、火災予防のため猿追い花火の使用を控えている状況にあります。そこで花火に代わる新たな取り組みとして、地域が一体となった対策に対する備品などを購入した場合に、その費用や維持管理について、市で支援していただけないかどうか、お尋ねをいたします。

2点目は、消防団員の減少が進むとともに、勤め人が多いために、平日日中の火災対応が非常に難しくなっている地域があると聞いています。そうした状況をカバーするために、市役所や市内企業に職域消防団を組織するとともに、起動力のある軽積載車を配備してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

3点目は、消防団員の減少に対応するために、地域防災の要である消防団員や、その家族を料金割引など、サービスの提供で応援する、消防団応援の店を募集してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、デマンド型乗合タクシーの導入について、3点お伺いいたします。

1点目は、山形県内でデマンド型乗合タクシーを導入している自治体は、どのくらいあるのか、お尋ねをいたします。

2点目は、平成26年から30年度までの5年間で、延べ利用人数は1万6,790人と大幅に減少し、27%の減少率となっています。その原因について、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

3点目は、平成30年度の1運行回数あたりの平均乗

車人数は2.6人と、小型タクシーでも間に合う状況となっています。これまで続けてきた路線バス方式を見直しをし、デマンド型乗合タクシーを導入すべきと考えます。まずは福原方面でのデマンドの試行を行ってはいかがでしょうか、市長のご所見をお伺いいたします。

最後に、私はこれまで一般質問について、言いつばなし、答えつばなしにしてはならない。少なくとも、検討するとした答弁については、その後の進捗状況について、報告をすべきだとの考えを示してまいりました。なかなか実現にいたっておりません。そこで私なりの議会改革の1つとして、1年前の答弁に対し、どのような検討がなされたのか。これから毎回再質問をさせていただきたいと考えています。

昨年6月4日の一般質問に対し、2点お伺いいたします。

1つは、救急車両が通れない狭隘市道の改修計画については、今後狭隘市道の状況の調査を進め、その時に住宅の戸数などについても把握したいと考えています。また、さまざまな課題については、地元に任せおくのではなく、市のほうも積極的に関わっていきべきだとの答弁がありました。

2つ目は押印手続きの見直しについて、9月とまではいかないと思いますが、年度内に調査した結果を出せるよう進め、市民サービスの向上や、職員の負担軽減につながる部分については、前向きに対応したいと回答されました。

これら2点についての答弁の進捗状況をお伺いいたします。

なおこのたび、第7次総合振興計画の進め方についての一般質問を通告をしておりましたが、コロナ感染症対応によって、ほとんど進展をしていない状況であるため、議論を深く掘り下げるためにも、議長の許可をいただき、次回に質問させていただきたいと思えます。

以上、当局の真摯なご答弁をお願い申し上げ、質問席からの質問を終わります。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

それでは青野議員に、今壇上で4項目についてご質問いただきました。先に私たちには、通告5点ございました。今日の日の答弁のために、私たちはそのレクチャーを繰り返し、繰り返しやって準備してきております。そういった中で、最後のほう、5番目の質疑が

できないという状態になったわけですが、その点については、本当はこの場でお話したい部分もございますけれども、そこは割愛させていただきます。

それでははじめに、新庁舎の市民開放エリアの利用状況ですが、令和元年6月1日から貸出しを開始し、令和2年3月末時点での利用状況は、延べ289人、19団体です。新型コロナウイルス感染症拡大の防止のために、令和2年4月以降の貸し出しを休止していましたので、今年度の利用はまだございません。

旧庁舎の市民ホールには、市民ギャラリーとして、絵画や写真などを展示するスペースを確保していましたが、新庁舎では、将来的な財政負担を少なくするため省スペースにし、既存の文化体育施設、悠美館、保健センター等を有効活用することで建設費の抑制に努めてきました。そのため新庁舎の市民サロンには、インフォメーション用の掲示板はあるものの、市民ギャラリーを設置するスペースがございません。ギャラリーについては、3階の廊下やラウンジを活用すること、また、ほかの施設での設置について調整していきたいと思っております。

次に、新庁舎における来客対応についてですが、旧庁舎においては、一部の課においてカウンターにて来客対応しておりましたが、ほとんどの課では執務室内のテーブルや、担当者の机付近で相談や打合せをするなど、来庁者と近い距離で対応しておりました。そのため、旧庁舎でのやり取りに馴染みのある方にとっては、職員と距離を感じるのではないかと感じております。

先の星川議員の一般質問の際にもお答えしましたが、旧庁舎では、執務スペースで取り扱う個人情報や、機密情報に関するセキュリティ対策や、プライバシーの保護の課題がありました。新庁舎においては、これらの課題を解決するため、1階、2階に個別相談室を設けるとともに、執務スペースと共有スペースを明確にするため、現在のような配置になった経緯がございます。

このような配置の中、特に1階の窓口部門では、「歩かせない」、「迷わせない」、「待たせない」ことを基本とし、ワンストップサービスの充実に向け、関係課が連携して対応しており、来庁者からは、新庁舎になって対応が良くなったとのお声も、数多く寄せられております。職員との距離感を感じるとのことですが、全ての職場で職員の接遇マニュアルを活用しながら、職員一人ひとりが、お客様をお迎えするという気持ちを再確認し、来庁者へのやさしくあったかい接遇を目

指してまいります。

公用車の車庫の必要性についてですが、庁舎周辺に駐車している公用車は41台です。そのうちバス1台を含む7台を車庫に格納しており、残りの34台はエネルギー棟近くに駐車しておりました。降雪期には緊急車両を車庫に入れ、緊急時にすぐに出動できるようにしています。また、冬期間は職員が朝約30分かけて車の除排雪を行っています。公用車の損傷を防ぎ長期間使用するため、さらには職員の負担を軽減するためにも、車庫の必要性は感じているところです。

以前、研修棟の解体に合わせた車庫棟建設も考えられるという答弁があったと思いますが、緊急車両の格納を考えた場合、建築場所や建築方法に加え財政措置など、総合的に判断したいと考えています。

次に、地域消防力の強化策についてお答えします。

今年は例年よりも林野火災の発生による出動回数が多くあります。今年に限らず、追い払い用花火の使用開始にあたっては、春の火災予防週間が終了した後で、使用していただくために、6月以降に配布しており、また、林野火災防止の意味も含め、花火は水平ではなく垂直で使用するよう指導しております。

さて、地域が一体となった鳥獣被害防止対策に係る備品購入費や維持管理経費への支援についてですが、地区民が組織化を図り、地域が一体となった活動を主体的に行う場合、備品や消耗品の購入、日当の支給等が受けられる「地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業」をご活用いただきたいと思っております。本制度は、地区民が地域の実情に合わせた対策を考え、実践することができ、実行性はもとより即効性の高い活動が期待されます。市では、鳥獣被害防止対策に積極的に取り組もうとする地域を積極的に支援したいと考えております。ご相談をいただきましたら地域と一緒に考え、実践するための計画づくりや組織化などを踏まえ、地域が一体となった追い払い活動や、被害防止対策等を支援させていただきます。

次に、職域消防団の組織化に関するご質問ですが、近年、消防団員の確保とともに、就労形態の変化に伴う団員の日中不在が課題となっています。このような中、自治体職員には、市民の安全、安心、財産を守る責務があり、火災や災害時において、職員は第一義的に災害対応を担う必要があります。また、地域消防団活動に参加することは、防災行政や地域活性化の観点から、職員の能力向上にも大変有効であると考えます。

本市職員は、現在29名が消防団に加入しており、職員が勤務時間中に地域消防団員として出動した場合、

職務に専念する義務を免除するなど、消防団活動に取り組みやすい環境づくりに努めています。一方、これまでの行財政改革により職員数を大幅に削減してきており、現状では、勤務時間中の活動が十分に行えないことも事実であります。

また、職域消防団の指示系統を地域の消防団員と同様にすべきか、活動時間を勤務と見なす場合の時間外勤務の取り扱いなど、整理すべき点があります。さらには、職員が消防団活動に従事する場合、大規模火災時の災害対策本部の運営等に支障を来す恐れもあることから、活動区分のルール等を事前に決めておくなど、職員の参集体制にも配慮する必要があります。

このような現状と課題を踏まえ、まずは、地域コミュニティの活性化の観点からも、市職員の地域消防団への加入を啓発してまいります。職域消防団については、事例が少ないこともありますので、他自治体の取り組み事例を調査してまいります。

次に、消防団員応援の店についてですが、山形県、山形県消防協会、各市町村及び消防本部が相互に協力し、やまがた消防団応援事業を平成28年11月より実施しております。この事業は、消防団員の確保及び拡充を図り、地域防災の充実強化を目的としています。近年、消防団員の減少と平均年齢の上昇が、地域の安全安心を確保する上で大変大きな問題となっていることから、消防団員を応援することにご賛同をいただいた県内の企業及び店舗等が、山形県に「やまがた消防団応援事業所」として申請し、登録されるものです。

県内の消防団員には団員カードが交付されており、「やまがた消防団応援事業所表示証」が掲げられた協賛店において、団員カードを提示することで、利用料金及び商品価格の割引、記念品及び飲食物の進呈並びに買い物ポイント加算等をはじめとした、さまざまなサービスが受けられ、中には、団員本人に限らず家族同伴での飲食の際にも割引などのサービスが受けられる店舗もあります。

尾花沢市内では、現在14の店舗及び事業所にご協賛いただいておりますが、今後、ご賛同いただける店舗及び事業所を増やせるよう加入促進に努め、消防団へ入団をお願いする際にも、やまがた消防団応援事業の入団特典をアピールし、消防団員の確保及び拡充につなげていきたいと考えております。

次に、デマンド型乗合タクシーの導入についてお答えします。

県内でのデマンド型乗合タクシーの導入状況については、平成31年4月現在、26市町村で運行されていま

す。具体的には、市町村内を自由に組み合わせて運行するフルデマンド型が8町村、一部地域のみ運行や乗り降りを固定したデマンド型が18市町村で運行されています。なお、昨年10月から東根市の一部地域で、自宅から市内指定箇所までのデマンド型乗合タクシーを試行運行しており、これを含め現段階では県内27市町村となっております。

平成26年と30年度の年間利用者の減少原因ですが、主な減少路線として、鶴子線が2万9,466人から1万6,281人で1万3,185人の減、牛房野線が6,112人から3,356人で2,756人の減、細野線が4,544人から2,016人で2,528人の減となっています。最も減少幅が大きい鶴子線ですが、常盤中学校が尾花沢中学校に統合されたことに伴い、路線バスを利用して通学していた鶴子地区の中学生が、スクールバスで登校することになったことが主な要因と考えられます。26年度は鶴子地区の25人の中学生が、通学及び部活動などで延べ1万2,000回の利用がありました。次に、牛房野線と細野線ですが、ともに牛房野地区、細野、荒町、畑沢地区もバスで通学する子どもの減少が原因と考えています。

デマンド型乗合タクシー導入の提案についてですが、路線バスの平均乗車人数が2.6人と利用率が極めて低い状況にあり、今年度、市民にとって使い勝手が良く、効率的な地域公共交通のあり方について検討することにしています。

公共交通機関として運行している路線バスは、不特定多数の人が予約なしに利用することができます。一方、デマンド型交通では利用する人が事前に利用登録をした上で、利用する日時や行き先などを電話予約しなければならず、高齢者にとって煩雑な面がありますが、自宅前で乗降でき、路線バスのようにバス停から自宅まで歩かなくてもいいという利点があります。交通弱者である高齢者にとって、通院や買い物は生活に直接かかわる重要な問題です。本市では65歳以上の高齢者で、運転免許証を自主返納された方に対し、タクシー券、若しくはバス回数券を贈呈し、高齢ドライバーの自動車運転による交通事故防止を促す取り組みも行っております。さらには75歳以上の高齢者の社会参加を促すことを目的に「高齢者おもしろタクシー券」を平成29年度から交付しており、利用者から大変喜ばれています。利用者の中には、病院帰りに帰宅方面が同じ人同士で乗り合わせ、結果的に乗合タクシーとして利用されている場合もあるようです。こうした活用事例が集落内あるいは地域内で自発的にできれば、デマンド型乗合タクシーの仕組みにつながられる可能

性があると考えます。

いずれにしても、市営バスとスクールバスの混乗、タクシー券の活用やデマンド型乗合タクシーなど、尾花沢市内の実情に合った地域公共交通を、早急に再編してまいります。

続きまして、4番の2019年6月定例会一般質問の進捗状況についてお答えいたします。

まず、狹隘市道の状況調査と住宅戸数についてですが、消防署から緊急車両が入れない路線情報の提供も受けながら、現場の状況を確認してきたところです。その結果、路線数として、福原地区2路線、本町地区8路線、玉野地区2路線、宮沢地区4路線、そして常盤地区1路線の計17路線。またその沿線の戸数として、福原地区4戸、本町地区12戸、玉野地区7戸、宮沢地区6戸、常盤地区1戸の計30戸でありました。

次に、地区への積極的な働きかけについてですが、地域任せにはせず、話し合いの場を持ちながら、お互いに情報を共有し、課題解決に取り組んでいくことが市の役割です。先日も狹隘路線等の現場に出向き、地元の方と現場を検証し、課題の共有を図ってきたところです。

また、狹隘路線の改修は、関係者から同意を得られないことや、未相続の土地があるなどの課題が多く、時間がかかることから、可能な限り路面補修や、きめ細やかな除雪作業を行いながら、引き続き状況把握に努め、改善に向け対応してまいります。

次に、押印手続きの見直しの進捗状況についてですが、市民の方などに押印を求める様式は、昨年9月の時点で約750種類と把握しております。これは、本市の例規集に搭載されている件数ですので、現在にいたるまで条例等の改廃があり、多少増減しております。押印手続きの見直しについては、県内で実施している自治体が少ないため、他県の実施例についても調査しながら、現在、見直しに係る基準を作成しているところです。

具体的には、押印を省略できるものとして、「公共施設の使用や減免などの対象者が不特定の申請」、「変更届、廃止届等の事実や状況を把握するための届出」、「公的証明書の提示等により本人確認ができ、かつ申請者が自署したもの」などが挙げられます。

また、押印を必要とする申請書等については、「法令等により押印の義務付けがあるもの」、「金銭の請求又は受領に係るもの」、「権利や義務の発生に係るもの」等が挙げられます。

今後は、押印の見直し基準に基づき、対象となる申

請書の洗い出しなど、具体的な作業を進めていく予定ですが、押印省略が可能と判断できたものから随時見直しを行い、市民サービスの向上につなげてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

詳しくご答弁をいただきまして、ありがとうございます。それでは自席のほうから再質問させていただきます。お手元に今回の一般質問説明資料ということで、付けさせていただきましたので、これを参照しながら、さらなるご答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず最初に、新庁舎の利用状況等々でございますけれども、前にあった市民ギャラリーの際の、市民の皆さん方の展示パネル、おそらく1枚か2枚程度だったと思います。やはり市民の皆さんには、さまざまな趣味をお持ちの方々が、やっぱりそういう皆さんに見てもらえるということで、それをさらに自分で腕を磨き、そしてまた、来た市民の方が触発をされて、自分も何かをやろうという、私そういうふうな意味で、非常に意味のあった市民ギャラリーであったんじゃないかなと。そんなにスペースを大きく取るものではなくて、市役所に来庁された方が、わずかな時間でも、パネル1枚でも、今のバス待合室、あるいは受付の通路でも私は結構だと思うんですけども、そういったことで、ぜひ設置をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

財政課長。

◎財政課長(高橋隆君)

青野議員にお答えいたします。今の市民ホールにつきましては、現在、世界禁煙デー関係のものを展示させていただいております。パネル1枚と、それからあとテーブルですか、その程度ですけども、やはり置いてみると相当圧迫感があるのかなと思っております。パネル1枚程度でよろしいとすれば、そういうことも考えられます。今後検討していきたいと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ぜひですね、やっぱり市民の交流と言いますか、市民お互いに、市民が交流できるような意味でのそういったものを、私パネル1枚で結構だと思います。ぜひ

そういったものを設置をしていただいて、前ですと月変わりで、その使用者が交代交代でやるというふうなルールもあったようでございますけども、ぜひやっぱりそういったスペースを、小さくても設置をしていただきたいと、お願いします。

次に、職員との距離感ということで、先ほどの星川議員との質問、ダブリになるわけですけども、市長が申されましたように、やっぱりこの職員の皆さん方のちょっとした声掛けとか挨拶、すごく大事だと思います。私も、お聞きをしますと、やはりなかなかパソコンがあって、行ってもパソコンを向いて目が合わないの、何かこう行ってもすごく距離感があるという話を、お聞きをしております。それとですね、課長が1番奥にいることになっておりまして、その市民の窓口対応のところからは、非常にこの市民との距離感があるんじゃないかと、というようなこともありますけども、その点について何かお考えありますか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。ただ今議員からお話ありましたとおり、職員の机の向きが横向きになっておりまして、カウンターのほうを向いていないと。カウンターのほうを向いているのは課長職だけというふうな、現在の状況になっておるところでございます。こういった配置につきましては、各執務スペースの大きさの問題等もありまして、現在のような配置になっておるところであるかというふうに思っております。そういったことで、まず向きのほうも大事ではありますけれども、まず先ほどの星川議員とのやりとりにもありましたように、来庁された市民の方に、やっぱり職員がきちんと気付いて対応するというふうなことが大事ではないかなというふうに思っております。そういった意味で、職員の接遇マニュアルというものを作りまして、各課のほうに配付したりですね、課長会等でも周知をお願いしておりますけれども、なかなか職員全員がこの内容をまだ完全に認知しているというふうな状況にはいたっていないのかなと、いうふうに思っております。引き続き来庁者が見えられた時のですね、対応につきまして、改めて職員全体で確認をしながら、来庁された方にさっと気付いて対応できるような、そういった体制を職員が取れるように、周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

接遇マニュアルという堅苦しいものではなくて、本当にこの市民が来た際にちょっと笑顔で会釈をすとか、「ごくろうさま」と言うとか、そんな、本当にこの市民と職員の皆さんの距離感を縮める、そういった挨拶、やはり大事にしていきたいなというふうに思います。

あともう1点、先ほどもあったんですが、会計年度任用職員が窓口の対応されているということ、私別にその職員がどうのこうのという意味じゃありません。やはり窓口の先頭に立つ方は、できればベテランの職員がそこに立って、そしてしっかりとその内容を的確に窓口対応に結び付けるというようなことをお願いしたい。私どもも時々行政調査行きますと、1番最初に立っている方、日替わりで、いろんな課の職員が半日間だけ、担当しているところ非常に多くありました。「大変じゃないですか。」と聞きますと、「いやいや、そんなことない。ここに立つことによって、いろんな勉強しなきゃならない。新しい制度ができた、今度はこんなこと悩んでいる。そのために私かえって勉強になります。」という、お聞きをすると決して否定的じゃない。苦しんでない。むしろ喜んでその窓口業務に立っている。そういう自治体が多々ございました。尾花沢市役所でも、やはり顔になるこのメインですから、私はそんな方法もぜひこれから考えていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

お答えいたします。ただ今、議員のほうから、行政調査先での取り組みの事例など、ご紹介いただいたところでございます。やはりいろいろな来庁者が求めているサービスに対応するには、それなりの経験のある職員が対応することが必要であろうかなというふうに思っております。また、交代でやることによって、その方がいろんな知識を勉強して、習得しながらスキルアップに努めているというふうなこともつながっているというふうなお話でございますので、そういった他自治体の例なども参考にさせていただきながら、研究、検討させていただきたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ぜひですね、1年迎えました。市民に親しまれる庁

舎、そういった意味で、受付のあり方についても改めて早急に検討いただきたいと思います。

4点目の公用車の車庫でございますけども、市長はじめ、執行部の皆さん方で、自分の車、野ざらしだという方、いらっしゃいますかね。2人ほど、3人いらっしゃいますか。それはいろんな事情があると思うんですけども、やはり公用車、確かにそんなに高いもの、高級車ではないんですけども、やはり市の財産として、大事な車を丁寧に、そして長持ちをして乗っていただきたい。大事にさせていただきたいと思っております。

今、除雪車については、旧明德小学校の体育館に格納されております。これはどうしてですか。

◎議長(大類好彦議員)

建設課長。

◎建設課長(齊藤孝行君)

お答えします。除雪機、旧明德小学校のほうの体育館のほうに除雪機ということで、置いておりますけれども、やはり機械が痛まないようにということで、基地の中に格納している状況であります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

そういうのがございました。前は野ざらしだったんです。ある建設業者の方から、「市役所だからそんなことができる。我々はそんなことできない。」そして一般質問で私も何度か申し上げました。そのあと青いビニールシートで車両を囲うようになりました。そして明德小学校が廃校になって、その体育館に除雪車両を格納するという事になったんです。やはりその市の財産、どういうふうにしたら長持ちをさせることができるのか、大事に使えるのかという、やはり視点は大事だと思います。財政面でもこれはかかりますけども、でもここにも、そういった検討を想定しなきゃならないというようなこともございますので、やはり市の職員のまた朝の仕事も、これもお金です。朝30分、1時間各課から出て除雪しなきゃならない。それも人員が不足をしてきているというふうな状況を考えますと、やはりしっかりと公用車の車庫を作って、そして冬期間でも、いつでもすぐに市民サービス、市民の現場へ直行できるような体制づくりのためにも、来年度予算についてぜひご検討いただきたいというふうに思います。

次に、地域消防力の強化についてでございますけども、6月の10日、寺内地区内、これまであまり最近来なかったサル60匹が、これまでに行ったことのない、

寺内の上のほうから下のほうまで、裏側ですけども、スイカ、ジャガイモ、相当の被害がありました。しかしなかなか農林課には届かなかった。今なかなかその被害があっても、声が届かないという現実があるんじゃないかなというふうに思われますけども、いかがお考えでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

鳥獣被害に対するお問い合わせのことについてお答えいたします。確かに青野議員仰るとおり、サルによる、こちらのほうへの被害の報告については、少なくなっております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

岸課長は農林畑も長くて、非常に優秀な課長だなというふうに思います。先日も、その午後、すぐ職員を派遣しました。「寺内さ行って来い」と。そして昨日、一昨日もですね、実はクマもまた出まして、これについても今朝、職員が来ております。檻を掛ける許可について、すぐ来てくれました。やはり現場に行って、その皆さん方の今の現状、調査をする、このことは非常に大事だなというふうに思います。今回の回答にもありますけれども、やっぱり地域の現状に寄り添った対応をしていきたいという積極的な考えが示されております。1点だけお伺いしますけれども、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業、ご活用いただきたいとありますけども、ちょっと内容の説明をお願いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

地域ぐるみの鳥獣被害防止対策についてのお尋ねについて、お答えいたします。こちらのほうは、県が主導で行っております県のモデル事業でございます、県のほうで、地域ぐるみ、地域が一体となった追い払い活動に対する支援について、現在検証を進めている事業でございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

私も初めて聞いた事業名でございますけども、やはりこういった新たな制度も含めて、今取られている追い払いの花火、あるいは電気柵の設置、やっぱりこれ

だけではもうそろそろ、いろんな限界が見え始めている。なかなか農家の方も農林課のほうに相談が少なくなってきた。ある部分では諦めというものもあるんじゃないかなと私心配しております。そうした意味で、今申されましたような、こういった新しい新規事業、そして去年も大型檻の罾の設置ありました。私大型のやっぱり電気柵、これも必要じゃないかなというふうに思っております。これにつきましては、地域を積極的に支援していきたいという考え方でございますので、ぜひその地域のほうにさらに出向いていただき、一緒になって新たな対策、新たなその支援策をぜひ早急に一緒に考えて、行動していただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。

次に、職域消防団の組織化ということで私、お話をさせていただきました。資料3にありますとおり、この間資料いただきましたら、平成28年から団員数の減少が、非常に急激な減少に転じてきております。今現在612名、10年前は739名でありました。この減少というのは、これは簡単に充足することはできない、深刻な問題だというふうに私は思います。そうした時に、先ほどから、私の地域でも、5人の消防団のうち5人が勤務をされている。あるいは15人いる地域でも12人が勤め人だという地域があります。おそらく市内でもそういう地域が多いんじゃないかと。要するに日中不在の、いわゆる平日の日中不在となるような、消防団の配置になっている、そういう地域が増えているんじゃないかなと思いますけども、そういった状況の把握については、されているかどうかお伺いいたします。

◎議長(大類好彦議員)

消防署長。

◎消防署長(折原幸二君)

青野議員にお答えをいたします。消防本部としましても、就労形態の変化などによって、日中、地元、地区にいないという地域が増えているということは、把握しております。自営業等も少なくなっており、専業農家の方も少なくなっているということで、日中勤めに出ていて、地区に消防団員がいないという地域が多くあるというふうには、認識はしております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

やはりですね、そのやっぱり地域消防力、非常に大事な、市民の皆さん方の生命、財産を守る、そういった大事な仕事を団員として、ボランティアでやったださっている方々です。だから実態としては、消防団

には入っていても、そういった日中の、やはりその地域にとって、非常に大事な充足率ですね、やっぱりそれは1つ消防署としても把握をしながら、万が一の対応に対する今後の手立てというものを、しっかり考えていく必要があるんじゃないかなと思います。そうした意味で、私は尾花沢市役所に職域消防団をぜひ設置をしていただきたい。そして軽積載車1台をセットで火災現場に。いわゆるその地域の消防力が低下をしてくる。なかなか地域の中の日中不在の消防団が多い。そういったところをやっぱりカバーする、これから対策が必要なんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

先ほど市長の答弁にございましたけれども、本市職員の中で、消防団に加入している職員の数が29名ほどということで、市職員だいたい260名余り、全体で申し上げますと260名ぐらいですが、それからみますと1割強ぐらいの人数の加入にとどまっているのかなと、いうふうに思っております。

なかなか今現在も加入している方が、少ないのではないかなというふうに思っております。少ないのではないかなというふうにございます。そういった中でも、職域の消防団というふうなご提案でございます。ほかの地域での設置の例などちょっと見てみますと、岩手県の岩泉町役場で、職域消防団というふうな名前で設置している事例があるようでございます。2年ぐらい前の状況でございますけれども、地域の消防団に加入している方の中での市職員の方ということで、39名ほどが職域消防団ということで、地域の消防団に入っており、なおかつ職域の役場の消防団員にもなっているというようなことで、39名加入しているという事例が出ておるところでございます。こちらのほうも2班体制で組織体制を組んでいるというふうなことであります。

また、出動につきましては、平日の勤務日に、建物火災が発生した場合に出動するんだというふうな内容でございました。

こういった事例もございます。まだまだ職員の、地域消防団員への加入が少ないような状況でございますので、地域コミュニティという部分も推進する観点からしますと、まずは地域の消防団のほうに加入していただけるように、啓発を行ってまいりたいなというふうに思っております。その上で、いろいろ課題となる事項もございますので、そういったことをい

いろいろ検討しながら、職域消防団については今後検討してまいりたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

いろいろな課題もあろうかと思えます。しかしやっぱり今、地域消防力の低下、これは現実に出てきている現状を見ますと、私は、エムテックスマツムラさんや、あるいは農協さんや、これは地域の事業所の皆さん方も協力いただきながら、そうやって本町から、企業から現場にやっぱり駆け付ける体制というのは、早急に整備をしていく必要がある。そのためには課題もあると思えます。その課題をしっかりと整理をしながら、やはり第7次総合振興計画、これからですけども、そういったカバーをするような、尾花沢の消防力のあり方について、議論も大事ですけど、やっぱり実践をするような形で進めていっていただきたいというふうに思います。

あと消防団を応援する店募集ということで、私言いました。そしたら、実は山形県でこういうことをやっているということで、やまがた消防団応援事業所という、先ほど言ったように二百何か所県内で整備されている。これが店舗に貼られているということになるわけです。小さくてあまりよく見えない。あと私消防団の人に聞いたんですけども、実はそのことを知らないという方もたくさんおりました。そうやって応援していただいていることを、実はよく周知されてないという方もおられました。これも県の事業なんですけれども、市としても、先ほど言ったように、やっぱり今団員の定年制も撤廃されたわけですけども、なかなか団員としては減少が続いている。そういうふうな意味で、市も一緒になって、その募集もするという、先ほどの答弁ございました。こういった、これから加盟をしていただくためにも、そして消防団に加盟してもらうためにも、こういったのぼりぐらいは、尾花沢市として応援してはどうかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

消防長。

◎消防長(柴田誠也君)

青野議員にお答えいたします。このやまがた消防応援事業表示につきましては、県のほうで実施している事業でございまして、県の公式ホームページにも、この全ての店舗が記載されております。尾花沢市におきましては、先ほど市長の答弁にもございましたけれど

も、14の事業所が協力に応じていただいております。

でも県とか、あと市からの補助は一切なくてですね、全てボランティアでやってもらっているという状況であります。ですので、今表示証のほうが小さいというようなこともありましたので、これにつきましては、担当課とも協議をしながら検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

ぜひですね、広報紙1ページを使って、今のような団員の募集、今の現状、そしてこうやって県も市も応援しているんだと、こういう制度がありますよと、消防の皆さんには本当にご難儀をかけるんですが、市を挙げて皆さんで応援しますというふうな意味で、ぜひ広報1ページを使ってそういったPRと周知をお願いしたいというふうにお願いします。

次に、デマンド型乗合タクシー制度についてでございますが、県内でも東根市がもう7月に決めて、10月からやるということで、ここに書いてあるとおり、27市町村で始まっているというふうな状況であります。これも私、第7次総合振興計画まちづくりアンケート、すばらしい、良いアンケートをとっていただいたなどというふうに思っております。定住で特に重視をすること、買い物の便利さとか、公共交通の利便性、挙げられる方が非常に多い。住みたくない理由、これは私女性と70歳以上をちょっとピックアップをしてみたんですが、ちょうどやっぱり女性というのは敏感でして、やっぱりそういったことにしっかりと対応されて、あるいは高齢者ということで70歳以上、これ3と4を足すということは、必ずしも数字そのまま足していいというものではないと思えますけれども、女性で買い物の便が悪い、あるいは道路、交通の便が悪い、足しますと58.1%、70歳以上では70%と。やはり第7次総合振興計画をこれから、この尾花沢市にも、いわゆるご高齢者も含めて、まちづくりを進めていくには、やはりこの点をしっかりと重要な課題として、取り上げていく必要があると思えますけれども、いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

ただ今、青野議員のほうから言われた点でございまして、まさにそのとおりでございまして。第7次のまちづくりアンケートの中で、住む場所を決める

際に重要視することという問いをさせていただきました。その中では、1番重要視がですね、買い物の便利さということになっております。それと合わせまして、公共交通の利便性、これが6番目で、28%の回答を得ている。こういったことを考えれば、当然であります。さまざまな方策をしながら、公共交通を重視していく必要があると考えております。ただし尾花沢にあったようなスタイルが何がいいのか、こういったものを探っていく必要があるのかなと思っております。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

そしてですね、3、市営バスを利用しているか、令和元年では、わずかに4.2%、平成21年は9.8%ありました。あと乗車人数は先ほど言ったとおりであります。支出経費も10年間で2,000万円ほど伸びていると。1人当たりに対する輸送費、407円から1,064円まで、経費がかかってきている。やっぱりこれを私はしっかりと、そのこの数字を捉えながら、そしてまた平成25年8月、ほとんど本町以外の全地区を対象にしたアンケート、大事なアンケートをやっていただきました。これも非常に私は財産だと思います。なかなか活用されていない。そのことを考え合わせますと、今、市民の皆さんから出されている声を、そしてまたそのアンケートの声を分析をしていただいて、やはり私は福原地区という、いわば真ん中の13号線を境にして点在をしている集落で、実際にやるには試行が1年間、陸運局に申請をして3ヵ月、少なくとも一年半近くかかる。このことを考えますとやはり、試行ですから、この実践をするために地域の声をしっかりと受け止めながら、その試行に入る、やるような体制をぜひ組んでいただきたいというふうに思います。

あと最後に、私が去年6月定例会で申しあげました内容について、ご回答いただきました。非常に進んでいるものもございますし、あまり進んでいないものもあります。私から申し上げれば、建設課のほうでも、17路線があるんだと。30戸があるんだということがございます。やはりこれ難しいから、なかなかそこができないでこれを残されてきている。やはりこれを解消するためには、1年に1路線でも2路線でも、やっぱり計画的にその事業を進めていただきたい。そして押印の見直しについても、去年の答弁では年度内というふうな話あったわけですけども、やはりこれも期限をきっていただいて、進めていただきたいと思っております。

ご答弁をあればよろしく申し上げます。

◎議長(大類好彦議員)

総務課長。

◎総務課長(鈴木浩君)

押印手続きの見直しでございますけども、全体的なこの見直しのボリュームというものをまず把握する必要があるというふうなことで、担当係のほうで進めてきたところでございます。先ほどの市長の答弁にございましたけれども、750種類ぐらいの申請等の様式があるということで、把握をしてございまして、これについては改めて見直しをやっていけるのではないかなというふうに感じたところでございます。これから、今年度、できるだけ早い時期に見直しを進めていきたいというふうに思っております。いろいろな問題点も出てくる状況もございますので、全庁的に関係課と連携をしながら、できるだけ年度内の早い時期に見直しができるように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

◎議長(大類好彦議員)

青野議員。

◎7番(青野隆一議員)

総務課長に私は申し上げているわけではなくて、どの課長さんも、どの係長の方々も、やはり自分の今取り扱っている事業に対する申請書についてぜひ見直しをお願いしたいということで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、青野隆一議員の質問を打ち切ります。

本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散会 午後2時50分